

2023

ディスクロージャー誌

令和4年4月1日～令和5年3月31日



JA 東京あおば

芽吹かせよう ありがとうの和

目次

ごあいさつ	1
経営方針	2
金融商品の勧誘方針	3
事業の概況	5
社会的責任と貢献活動	17
リスク管理の状況	19
自己資本の状況	22
事業のご案内	23
各種手数料	30
貸借対照表	33
損益計算書	35
注記表	37
剰余金処分計算書	59
部門別損益計算書	60
会計監査人の監査	62
損益の状況	63
直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	64
信用事業	66
共済事業	75
経済事業	77
経営諸指標	80
自己資本の充実の状況	81
役員等の報酬体系	94
当組合の組織	95
沿革・歩み	98
[連結情報]	
グループの概況	100
連結貸借対照表	102
連結損益計算書	104
連結注記表等	106
連結剰余金処分計算書	129
連結事業年度の農協法に基づく開示債権の状況	130
連結事業年度の事業別経常収益等	131
連結自己資本の充実の状況	132

*注 各項目の金額は千円単位（千円未満切り捨て）又は百万円単位（百万円未満切り捨て）となっておりますが、小計・合計等は各項目を円単位で計算後、千円単位（千円未満切り捨て）又は百万円単位（百万円未満切り捨て）にして表示しています。

JA TOKYO DISCLOSURE

2023

『信頼され、未来へ続く東京農業』について 組合員・地域みなさまに 理解が深まることを願って

JAのディスクロージャーとは

ディスクロージャー（Disclosure）とは、「企業の業績や財務内容などの公開」のことです。

財務状況や経営内容はどうなのか、どんな商品があるのか、といった情報を公開することで企業の透明性を高め、利用者からの信頼を維持・向上することを目的としています。

JAも、経営情報などの開示を通じて経営の透明性を高める観点などから、ディスクロージャーが求められています。

JAは、貯金などの信用事業、保障などの共済事業や営農指導・販売、購買などの各事業を行っており、各事業が相互に補完しサービスを総合的に提供する事業体です。

また、JAは組合員（一般の株式会社での株主に相当）により組織され、組合員が運営・利用するという協同組織です。

一般の会社では、高収益・高配当を目的としていますが、JAは各事業を通じて組合員・地域の皆さまへの貢献を第一に考え大切にしております。

そのため、大都市のJAとして安全・安心な野菜などを食卓へ届けるのはもちろん、災害時の避難場所としての農地の提供など様々なかたちで組合員・地域の皆さまとつながり、生活に貢献していくことが大切であると考えています。

皆さまから貯金等を通じお預かりしている大切な資産につきましては、当然、健全で安定した経営を心がけるとともに経営内容を公開し、組合員・地域の皆さまに信頼を得ていくことが大切です。

当JAは、経営理念を実現するため、農業の豊かさ、人の和を大切にし、地域になくてはならない存在をめざし、「ビジョン」・「使命」に基づいた、事業活動を展開するうえでの共通の「価値観」として、4つの満足（輪）、組合員満足（MS）・組織満足（SS）・職員満足（ES）・地域満足（AS）が均等に広がるよう、組合員・地域の皆さまとのつながりを強化していくことが重要だと考えています。

このディスクロージャー誌を通じて、JA東京あおばへのご理解が一層深まることを願っています。

* 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

* 本冊子については、JA東京あおばの決算期（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の情報について掲載しております。

* 記載した金額は、表示単位未満を切り捨てのうえ表示しております。したがって、合計数値と合致しない場合がありますのでご注意ください。

* 金額については、0円の場合は「—」、表示未満の端数がある場合は「0」で表示しております。

組合員ならびに、地域の皆さまにおかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素よりＪＡ東京あおばの各事業ならびに活動に対しまして、一方ならぬご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和４年度を振り返りますと、１１月にはサッカーＷ杯で、日本代表が格上のドイツ代表、スペイン代表に勝利し決勝トーナメント進出や、令和５年３月に行われたＷＢＣでは、侍ジャパンに現役のメジャーリーガーが参加し、１４年ぶり３度目の優勝を飾りました。大会ＭＶＰには、ＷＢＣ史上初の投打二刀流で活躍した大谷翔平選手が選ばれ、国民に元気と勇気を与えてくれました。

一方、ロシア・ウクライナ情勢やアメリカの金融政策による影響が重なったことで円安がすすみ、国民生活に大きな影響をおよぼしました。これらに伴う物価上昇は農業にも大きな影響を与え、特に原料の輸入依存度が高い生産資材価格の高騰が目立ちました。当ＪＡでは、生産資材価格高騰に対し、独自の支援策にて対応してまいりました。今後も行政と協力・連携し支援を行なってまいります。農業を取り巻く環境は厳しいものとなっており、管内の生産者の皆さまにも多大なる影響があったことは言うまでもありません。このようななか、生産者の皆さまの継続した営農、新鮮地場産農産物の直売所への出荷、マルシェ等の積極的な開催は地域を活性化し、大きな活力を与えてくれました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、様々なイベントや行事の規模縮小・中止を余儀なくされていましたが、中野サンプラザでの「感謝の集い」や都立光が丘公園での「第２５回ＪＡ東京あおば農業祭」などを開催することができました。また、当ＪＡが練馬区より委託され管理を行なっている「（仮称）農の風景公園」の名称が、令和５年３月に「練馬区立高松みらいのはたけ」に決定しました。「農の景観を区民とともに育て・守る畑」をコンセプトとして、今後は農にふれあえるイベントなどを行なってまいります。

第９次中期経営計画（農業振興計画含む）の初年度は、組合員の皆さまとのつながり強化のため、これまで以上に対話運動を実践してまいりました。そのなかで、組合員の皆さまからのご要望をいただいております総代定数の変更について、第２６回通常総代会にて承認いただくことができました。多数のご意見等をいただき誠にありがとうございました。

長引くマイナス金利政策や、農林中央金庫が示す奨励金水準等の引き下げにより、信用事業総利益は減少し、年々その厳しさは増しております。そのようななか、令和２年度より取り組んでまいりました収支構造改革が実を結びはじめ、第９次中期経営計画の初年度として、一定の事業成績を収めることができました。組合員の皆さまのご理解とご協力により、出資配当・事業分量配当ができる決算となりましたことをご報告申し上げますとともに、厚く御礼申し上げます。

令和５年度は第９次中期経営計画（農業振興計画含む）の２年目となります。計画を着実に実践するとともに、組合員の皆さまからのご意見やご要望をＪＡの事業運営に反映してまいります。引き続き、皆さまとの対話を通じ、共に歩む事業運営を役職員一丸となりすすめてまいりますので、皆さまの一層のご理解と積極的な参加・参画をお願い申し上げます。

令和５年 ７月

代表理事組合長 久保 秀一



経営理念

わたしたちは、農業の豊かさ、人の和を大切にし、地域になくてはならない存在をめざします。

ビジョン

わたしたちJAは、くらしのサポーターNo.1を宣言します。

使命

1. 都市農業を守る
2. 組合員のくらしを豊かにする
3. 地域の活性化に貢献する

価値観

わたしたちは、「4つの満足(4S)の向上」を、
事業活動を展開するうえでの共通の価値観とし、経営理念の実現をめざします。
4つの満足とは、組合員満足(MS)、組織満足(SS)、職員満足(ES)、地域満足(AS)の全てが満たされ、
4つの満足(輪)が均等に広がることで初めて達成できるものです。

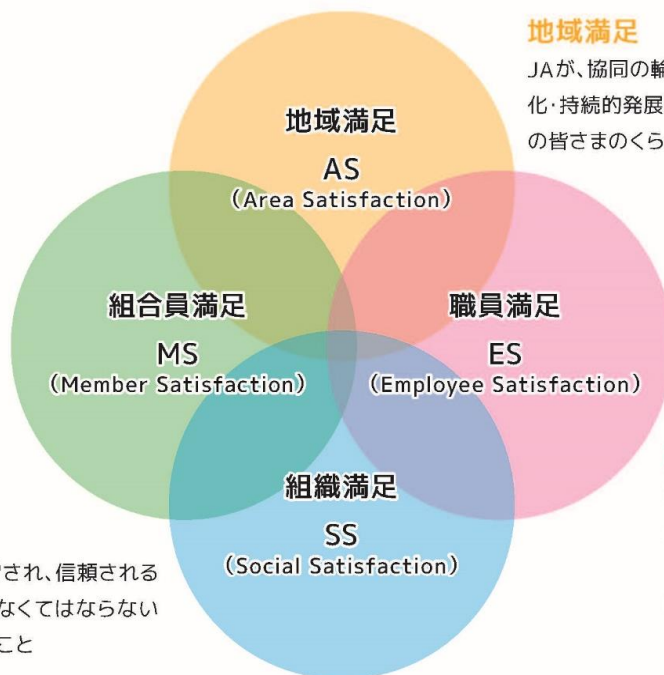
JA東京あおばがめざす4つの満足(4Sモデル)

組合員満足

組合員が、JAへの積極的な参加・参画によって協同の成果を実現し、都市農業の振興をはじめそれぞれの願いが果たされること

組織満足

組織が健全に経営され、信頼されるJAとして、地域になくてはならない存在であり続けること



地域満足

JAが、協同の輪を地域に広げ、地域の活性化・持続的発展に貢献することにより、地域の皆さまのくらしが豊かになること

職員満足

職員が、働くよろこび、仕事のやりがいを通じて成長し、心を高められる職場であること

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまの都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

個人情報保護方針

東京あおば農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

東京あおば農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつままして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

1. 当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。
また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

2. 当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力との決別）

3. 当組合は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

4. 当組合は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

5. 当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

※1 反社会的勢力とは、平成19年6月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に記載される集団または個人を指します。

※2 反社会的勢力等とは、上記反社会的勢力のほか暴力団との関係が認められない反社会性を有する集団または個人（凍結口座名義人等の犯罪集団への関与が疑われる者、資産凍結等経済制裁措置対象者等）を指します。

金融円滑化にかかる基本的方針

東京あおば農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分にを行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
（1）組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
（2）信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
（3）各支店に「金融円滑化管理責任者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

事業の概況

令和4年度は第9次中期経営計画(農業振興計画含む)の初年度として、3つの戦略(第1の柱「持続可能な都市農業の確立」、第2の柱「対話運動を通じた組合員とのつながり強化」、第3の柱「経営基盤の強化・人財育成」)を基軸に、組合員との対話運動を実践し組合員と共に歩む事業運営を行なっていました。

各事業部門が連携し「組織として対応する」組織力の底上げを行ない、組合員の皆さまのご要望に応え、組合員との関係性をこれまで以上に高めていくために、人財育成プログラムの構築をすすめています。

1. 持続可能な都市農業の確立

地域振興渉外担当者による農業者概況調査を実施し、日常的な巡回による施肥指導・農薬指導・生産履歴指導にくわえ、肥料に関する勉強会を各地区で実施しました。

若手生産者や新規就農者を対象に「第10回アグリスクール」を開催し、相続をテーマに勉強会を開催しました。農業・農地を次世代へ承継していくため、相続相談・事業承継支援など、部署横断的に多様なニーズに対応する、担い手支援に取り組みました。

2. 対話運動を通じた組合員とのつながり強化

支店渉外担当者による日常的な訪問活動を強化し、組合員の多様なニーズに対応する相談提案型推進による資産保全・有効活用提案、相続シミュレーションを実施しました。

また、支部長会議・組合員座談会を各地区にて計32回開催したほか、正組合員・支部員の皆さまへ「JA東京あおば組合員アンケート2022」を実施し、多くのご意見・ご要望をいただくことができました。

3. 経営基盤の強化・人財育成

第17回通常総代会で決議された「支店再編方針」、第23回通常総代会で決議された「収支構造改革」、第25回通常総代会で決議された「第2期支店再編計画」に基づき、施設に係るコスト削減・効率的な財務基盤の構築に取り組みました。

令和5年1月には関町支店を新築移転しました。同月には、富士見台支店を石神井支店へ統合したほか、大泉支店の新築工事・ファーマーズショップこぐれ村の増改築、中村橋支店の解体及び新築工事をすすめてまいりました。支店再編がすすむなか、「組合員のお宅がJAの窓口」となるよう、訪問活動を強化し出向く体制を充実しました。

(1)振興渉外訪問活動の強化

- ① 振興渉外訪問活動を強化するため、生産緑地所有者を訪問しました。(502戸／550戸)
- ② 「生産履歴管理システム」の利用率を上げるため、個別指導(79回)・勉強会(1回)・直売所巡回(33回)を実施しました。新システム利用率は47%となりました。

(2)農業者概況調査の実施

- ① 農産物を生産・販売している農家を対象に栽培品目・作付時期等の調査を行ないました。(382戸／575戸)
- ② ジョイント栽培・推奨品目の作付等の提案を行ないました。(17戸)
- ③ 必要に応じて農業者を訪問し、施肥・農薬使用の指導を行ないました。(126件)
- ④ 生産者向けの肥料・農薬に関する勉強会を各地区で開催しました。(4回)

(3)農業者・事業者と連携した販路拡大

- ① 農業者自らが開催するマルシェ等の販売支援を各地区で行ないました。(29件)

(4)安全・安心な農産物の提供

- ① 直売所において生産履歴提出を義務化しました。
(提出率 令和3年度16%→令和4年度70%)
※令和3年度は旧生産履歴管理システムの「栽培くん」を利用した生産履歴の提出率

(5)行政と連携した都市農地の保全

- ① 農地管理に関するヒアリングシートを活用して農業者が所有する生産緑地調査を行ないました。(502戸／550戸)
- ② 農地保全を促進するため、収穫体験事業等を提案しました。(14件)

(6)担い手の育成支援

- ① 農業者への「農サポーター」制度の周知を行ないました。(9戸)
- ② 青壮年部と連携して相続に関する勉強会を開催しました。(1回)
- ③ 新規就農者を対象にトラクター操作研修会を実施しました。(1回)
- ④ 都内2 J Aと合同で婚活交流会を実施しました。(1回)

(7)農地に関する相談対応の強化

- ① 農地貸借希望者・検討者への情報発信を行ないました。また、相談を受けヒアリング等を実施しました。(情報発信1回・ヒアリング等13件)
- ② 資産管理部と連携し、法律・税務の相談対応を強化しました。

(8)情報の共有と訪問活動の連携

- ① 農地等の情報をデータベース化するため、農地管理状況調査を実施しました。(502戸／550戸)
- ② 部署横断的に情報を共有するため、資産管理部と農地情報の共有を行ないました。

(9)都市農政活動の展開

- ① 青壮年部の作成するポリシーブックについて、継続した支援を行ないました。
- ② 農政に関する学習会は、青壮年部と協議した結果、令和5年4月以降に延期することになりました。
- ③ 国・都に対しては J A 東京中央会を通じて、板橋区・練馬区に対しては直接要望提言を行ないました。

(10)都市農業の多面的機能の発揮

- ① 練馬区との定例会議において、防災協定について継続的に協議しました。
- ② 行政と連携し、農業者の協力を得て、出前授業と学校給食食材提供をセットにした食農教育（1校）や、出前授業（15校）を実施しました。
- ③ 「練馬区立高松みらいのはたけ」で農作業体験・収穫体験等のイベントを実施しました。（6回）
(※) 令和5年3月に、「（仮称）農の風景公園」の名称が「練馬区立高松みらいのはたけ」に決定しました。「農の景観を区民とともに育て・守る畑」をコンセプトとし、当JAが練馬区から委託され管理を行なっています。今後は、農にふれあえるイベントなどを行なってまいります。

(11)食と農を通じた豊かでくらしやすい地域づくり

- ① 年間を通じて継続的に子ども食堂へ農産物の提供を行ないました。（52回）
- ② 「練馬区立高松みらいのはたけ」で子ども向け農業体験（播種・間引き・収穫）を実施しました。（試験的实施3回）
- ③ 練馬区内小学校の社会科見学を受け入れました。（14校・1,203人）
- ④ 練馬区と連携してひとり親家庭向け収穫体験を実施しました。（3回）

(12)組合員（正・准）との対話運動の展開

- ① 組合員を訪問し、農地・営農に関するご意見・ご要望の聴取を行ないました。
- ② 各部会会議開催時に組合員からの意見聴取を行ないました。

(13)組合員組織への加入促進

- ① 青壮年部加入促進に向けて意見交換会を実施しました。（14回・新規加入者3人）
- ② 女性部加入促進に向けて意見交換会を実施しました。（17回）
- ③ 生産部会への日常的な訪問活動を通じて、加入促進及び対話運動を実施しました。（15回）

(14)次世代の組合員リーダーの育成

- ① 8人を受講生に迎え、第1期JA東京あおばカレッジを開講しました。（4回開催）
- ② 教育文化活動セミナーを実施しました。
（1回・内容：防災について、青壮年部、女性部活動発表）

(15)人財育成・活力ある職場づくり

- ① 営農指導のスキルアップに向けた研修会を実施しました。（8回）
- ② 営農指導員研修を受講し、営農指導員の資格を取得しました。（2人）

(16)コンプライアンス経営に向けた取り組み強化

- ① 地区アグリセンターを巡回し、日々の業務運用状況を確認しました。（全店舗4回）

購買事業

(1)生産資材全般における仕入・在庫管理の効率化

- ① 組合員ニーズに応える通常在庫として取り扱う商品の全店共通化を実施しました。（50.4%）
- ② 肥料・農薬・マルチ等の品目を絞った一括仕入れを実施しました。（定番商品38.8%）

(2)共同購入の新規実施

- ① 東京都農業資材高騰緊急対策事業に係る環境保全資材について、新規共同購入を実施しました。（包装資材等4品目）

(3)農機修理・点検整備サービス利用の拡大

- ① 農機修理・点検整備の新規利用者を拡大しました。（新規利用15件）
- ② 「ネギ皮むき機」実演講習会を実施しました。（1回・18人参加）

(4)収益基盤の拡大と収益力の強化

- ① 生産資材（肥料、農薬、資材等）高騰に係る対策を実施し、購買品取扱高は3億6,422万円となりました。

(5)事業運営の見直しによる効率化・経費削減

- ① 購買システムに関連する業務を本部に一部集約しました。（経費削減23万円）

(6)コンプライアンス経営に向けた取り組み強化

- ① 四半期に1回店舗巡回を行ない、内部統制を強化しました。（全店舗4回）

販売事業

(1)農業者・事業者と連携した販路拡大

- ① 地元飲食店等へ食材提供を実施しました。（6店舗）
- ② その他事業者への食材提供を実施しました。（2事業者）

(2)組合主体による直売所運営体制へ移行

- ① 店長制度を導入し、組合主体の直売所運営体制への移行準備を行ないました。
- ② 組合主体の直売所運営体制への移行について、組合員説明会を実施しました。（3回）
- ③ ハサップ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理計画を実行するため、チェック方法に基づく確認・記録を実施しました。

(3)生産者の所得増大に寄与する直売所づくり

- ① 直売所を集荷拠点とした買取販売方式を導入し、外販（6件）の取引を実施しました。（令和3年度対比 買取金額17.2%増加）
- ② JA全農が運営する「JAタウン」へ出品しました。（2件）

(4)魅力ある直売所づくり

- ① JA東京中央会事業を活用したPB商品の流通（8回）を行ない、新たに都内2JAと取引契約を締結しました。
- ② 提携JAを中心とした仕入強化にくわえ、畜産加工品等の取り扱いを実施しましたが、令和4年度末時点では計画未達となりました。
（買取販売品取扱高 令和3年度対比 ▲8.5%）

(5)食農教育の実践

- ① 中野区、新宿区などJAのない行政区への食材提供を実施しました。（23回・46校）

(6)農福連携活動の実践

- ① 直売所にて福祉作業所等の加工品販売を行ないました。（6件）

(7)組合員（正・准）との対話運動の展開

- ① 直売所改革の取り組みについて、各地区組合員説明会を実施しました。（4回）
- ② SNSを活用し、アンケートを実施しました。（1回）

(8)組合員組織の基盤強化

- ① 直売所利用者に「准組合員」認識度アンケート調査を実施しました。（2回）

(9)収益基盤の拡大と収益力の強化

- ① 売れる直売所に向けた運営体制強化のための「営農・経済事業の成長・効率化プログラム」の取り組み事項・計画を修正しました。
(直売所売上高 令和3年度対比 ▲6.4%)
- ② 組合主体の運営体制に向けた取り組み内容やスケジュールを策定しました。

(10)事業運営の見直しによる効率化・経費削減

- ① 直売所に店長を配置したパートシフト体制を構築し、パート人件費を削減しました。
(パート人件費削減303万円)

(11)人財育成・活力ある職場づくり

- ① 「店長スキルアップ研修会」等の研修会を実施しました。(3回)

宅地等供給事業

(1)次世代へつなぐ都市農業・担い手の育成支援

- ① 農業後継者対象の学習会(相続研修)を開催しました。(1回)
- ② 農地貸借に関する情報発信を行ないました。(情報発信1回・ヒアリング等13件)
- ③ 小さな土地区画整理の研修会を開催しました。(地域毎に開催:2地区合同開催)

(2)組合員(正・准)との対話運動の展開

- ① 支店渉外担当者及び資産管理部担当者にて宅地等供給事業に関するアンケートの回答者を全戸訪問しました。(129戸)
- ② 資産管理部会の本部役員会・各地区役員会にて意見交換を実施しました。(5回)

(3)組合員組織の基盤強化

- ① 日常的な活動を通じた資産管理部会への加入促進のため、セミナーを開催しました。
(6回・新規加入者1人)

(4)組合員の資産を次世代へつなぐ、各部署と連携した訪問活動

- ① 相談・要望に沿った提案や支援を実施しました。

資産保全有効活用提案	70件 (土地53件・建物17件)
相続事前相談・相続シミュレーションの実施	240件
事業承継支援・遺言信託相談	70件
資産保全・運用・活用・相続相談セミナーの開催	4回

(5)人財育成・活力ある職場づくり

- ① 何かあったらすぐJAと頼りにされる職員の育成に努めました。

資産有効活用・相続・事業承継研修会の実施	9回
宅地建物取引士新規取得	4人

(6)コンプライアンス経営に向けた取り組み強化

- ① 自主検査チェックリストを作成し、定期確認を行ないました。

(1) 渉外担当者による日常的な訪問活動を通じた意見・要望の聴き取り

- ① 支部員全戸訪問によるアンケートを実施し、ニーズに沿った対応を行ないました。
(回収率37%)

(2) 支店(窓口)において意見・要望の聴き取り

- ① 利用者皆さまのご意見・ご要望を聴取するために、アンケートを行ないました。
(上期479件、下期684件 計1,163件)

(3) 支店親睦会・年金友の会等との意見交換の実施

親睦会役員	39回
年金友の会役員	9回

(4) 組合員の多様なニーズに対応する相談提案型推進の実践

- ① 相談・要望に沿った提案や支援を実施しました。

要望に対する提案（訪問活動）	月21件／渉外1人
年金相談（各地区拠点支店開催）	開催回数：51回
税務相談（ 〃 ）	開催回数：174回
法律相談（ 〃 ）	開催回数：82回

(5) 農業資金をはじめ各種事業資金、住宅ローン等の積極的な展開

- ① 組合員をはじめ、利用者皆さまのライフステージに沿った商品提供に取り組みました。融資残高の伸長：21.8億円(貸出金残高：1,576.5億円)

新規 実行	農業資金	1.1億円
	相続関連資金	29.2億円
	自己住宅資金	13.1億円
	賃貸住宅資金	117.1億円
	事業資金	14.3億円
	その他資金（リフォーム・自動車・教育）	1.3億円

(6) 組合員・地域の皆さまのニーズに応じた、金融商品の提供

- ① 組合員をはじめ、利用者皆さまのライフステージに沿った商品提供に取り組みました。貯金残高の伸長：17.1億円(貯金残高：5,112.2億円)

年金受給推進	666件
すこやか定期貯金獲得	785件

(7) 支店業務のさらなる効率化

- ① 通帳繰越・振込み・新規定期貯金等ATM利用を推進しました。
(当座性取引：47万3,234件、定期性取引：2,965件)
- ② インターネットバンキングの登録を推進しました。(新規登録550件)

(8)人財育成・活力ある職場づくり

- ① 「何かあったらすぐ J A」と頼りにされる職員の育成に努めました。

渉外担当者研修会(関連部署合同研修会)の実施	9回
融資担当者研修会(信用部・審査部合同)の実施	4回
支店長・副支店長・次長研修会(研修会・通信講座)の実施	受講生:33人
F P 2 級新規取得(渉外担当者)	7人(累計14人/65人)

(9)コンプライアンス経営に向けた取り組み強化

- ① 事務手続き運用状況を検証するため、支店巡回を実施しました。(全支店4回)

共済事業

(1)多様なニーズに対応する相談提案型推進の実践

- ① 相互扶助の精神のもと、組合員ならびに地域の皆さまに安心と満足をお届けできるよう事業に取り組みました。(推進総合 P T (ポイント) 965万 P T、長期共済保有高 7,459億円、共済契約者 22,065人)

3 Q 活動の実施	8,511件
共済3種目(生命・建更・自動車)の複数分野加入推進	1種目から2種目へ :増減なし
	2種目から3種目へ :0.1%増加
保障見直し相談会の提案	28回
地域振興部と連携した農業保障の提案	農賠共済24件
共済契約者の W e b マイページ登録の普及	契約者数の8.7%

(2)事業運営の見直しによる効率化・経費削減

- ① ペーパーレス契約を推進しました。^{ラベッツ}(タブレット端末機 Lablet's 契約割合:98.1%)

(3)コンプライアンス経営に向けた取り組み強化

- ② 事務手続き運用状況を検証するため、支店巡回を実施しました。(全支店2回)

(1)組合員(正・准)との対話運動の展開

- ① 支部長会議を下記の通り開催しました。

開催時期	開催数	出席者数
4月	4回	97人/141人
6月	4回	98人/141人
10月	4回	100人/141人
2月	4回	91人/141人

- ② 組合員座談会を下記の通り開催しました。

開催時期	開催数	出席者数
6月～7月	8回	135人
2月～3月	8回	126人

- ③ 「J A東京あおば組合員アンケート2022」を実施しました。(回収率35%)
 ④ 広報誌等を活用した准組合員アンケートを実施しました。(1回・回答数521件)

(2)組合員組織の基盤強化

- ① 組合員加入運動実施のため、「組合員加入運動アンケート」(令和4年8月)を職員に行ない、198項目の意見・提案がありました。
 ② 総務部と各事業部長で協議を実施(令和5年1月)し、正組合員家族約2,000人に向けた組合員加入推進の実施を決定しました。

(3)次世代の組合員リーダーの育成

- ① 各地区女性部定例会等にて意見交換会を実施(令和4年5月)し、「女性役員の登用について」概略を説明しました。(各地区全4回・22人出席)

(4)協同組合運動を促進する広報活動の展開

- ① 都市農業・当J Aの魅力を発信するための広報活動を展開しました。

広報誌「あおば」発行	4回(4月、7月、10月、1月)
ホームページの運営	P V数・ユーザー数とも令和3年度対比10%以上減少したため、3月にホームページをリニューアル
日本農業新聞記事投稿	88本
S N Sでの情報発信	フォロワー数令和3年度対比22.8%増加
新規S N Sアカウント開設	全直売所開設(9月1日)

(5)事業運営の見直しによる効率化・経費削減・支店等再編による効率化・合理化

- ① 令和5年1月28日に富士見台支店を石神井支店へ統合しました。(14支店→13支店)
 ② 第2期支店再編計画を着実に実践しています。
 ③ 徹底した業務コストの削減を行ないました。
 (機械警備222万円・電気料金374万円：合計596万円)
 ④ 令和4年11月に役員・部室長へタブレット端末を貸与し、12月以降は内部会議、3月以降の理事会など、事前打ち合わせ資料のペーパーレス化を実施しました。
 (ペーパーレス会議率50%)

(6)人財育成・活力ある職場づくり

- ① 何かあったらすぐJAと組合員・地域の皆さまから「頼りにされる職員」の育成、職員一人ひとりが働きがいをもてる、活力ある職場づくりに取り組みました。

人財育成プログラム(研修制度等)構築・運用	業務委託先と連携し構築中
職員提案制度の見直し・運用	提案件数6件
職員ステップアップガイド(改訂版)の運用	資格認証未取得者の取得率向上 取得率55%(合格者49人/受験者89人)
新賃金制度の運用に伴う退職給与規定の見直し・運用	退職給与規定の一部変更 令和5年度より運用開始
職員の健康を守るリフレッシュ休暇取得	平均11.6日/1人
若手職員座談会の開催	4回・出席者：75人

(7)コンプライアンス経営に向けた取り組み強化

- ① 総代定数変更について協議し、組合員の皆さまのご意向を確認しました。

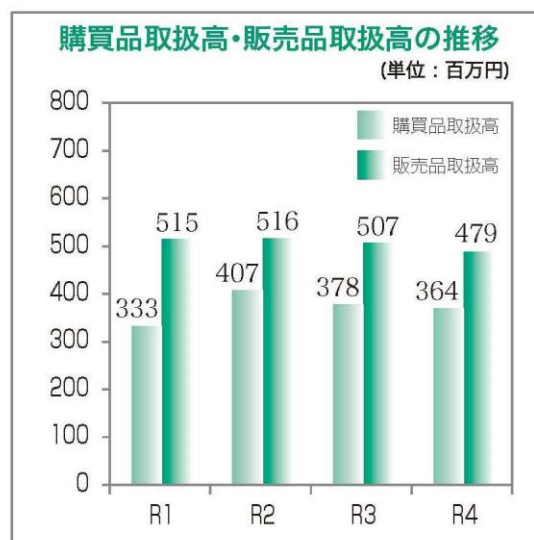
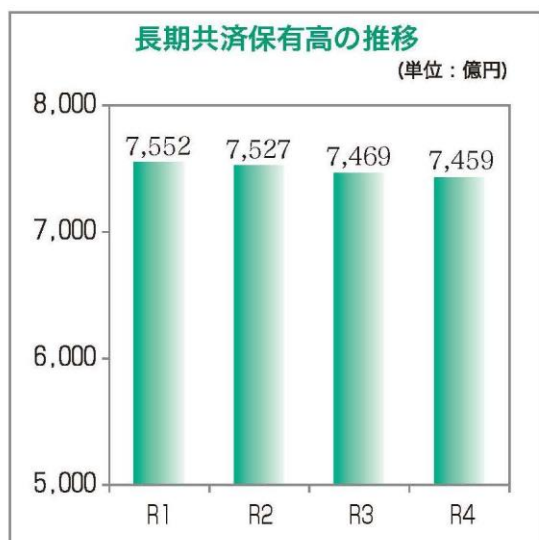
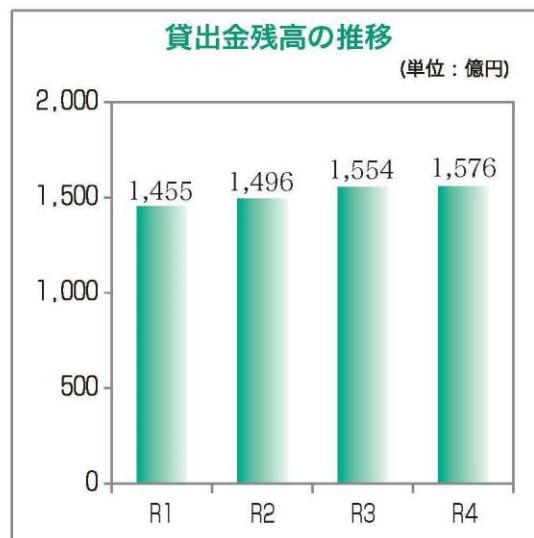
【令和4年12月23日理事会決議までの過程】

第1回～第4回支部長会議（報告）	16回
第1回組合員座談会（決議）	8回
第2回組合員座談会（報告）	8回
支部回覧（報告）	1回
JA東京あおば組合員アンケート2022実施	1回
理事会（協議）	2回

- ② 令和4年9月より役員定数等の見直し・検討について、協議を開始しました。

第4回支部長会議（報告）	4回
第2回組合員座談会（協議）	8回
地区別役員ディスカッション	4回
JA東京あおば組合員アンケート2022実施	1回
理事会（協議）	4回

- ③ 財務諸表の正確性を確保する態勢を整備するため、会議を開催しました。（2回）
 ④ 半期報告に対する具体的な改善実施をするため、会議を開催しました。（4回）
 ⑤ 予算統制を実施するため、会議を開催しました。（4回）



トピックス



4月
広報誌「あおば」100号記念号を発行
いたしました。



6月～
組合員との対話運動を展開するために、組
合員座談会を各地区で開催いたしました。



7月
田柄支店で、恒例の「ジャンボカボ
チャ大会」を開催し、店舗前に大きな
カボチャを展示しました。



7月
大泉支店の新築工事に伴い、地鎮
祭を行いました。令和5年6月に新
店舗での営業を開始いたします。



7月
(仮称)農の風景公園※にて、子ども向け
農業体験として、夏野菜の収穫体験を
行ないました。



7月
豊島区で行われた雑司ヶ谷マルシェに
出展し、PB商品等を販売しました。



10月
次世代の組合員リーダー育成のため、「JA東京あおばカレッジ」を開講いたしました。



11月
4年ぶりに都立光が丘公園を会場に第25回JA東京あおば農業祭を開催いたしました。



12月
(仮称)農の風景公園※にて、第16回練馬大根引っこ抜き競技大会を開催いたしました。

(※) 令和5年3月に、「(仮称)農の風景公園」の名称が「練馬区立高松みらいのはたけ」に決定しました。「農の景観を区民とともに育て・守る畑」をコンセプトとし、当JAが練馬区から委託され管理を行なっています。今後は、農にふれあえるイベントなどを行なってまいります。



11月
第45回板橋農業まつりが開催され、女性部による田舎まんじゅう販売等、賑わいを見せました。



12月～
管内の小・中学校の社会科見学の受入を行ない、約1200名の児童・生徒を受け入れました。



1月
関町支店を新築移転し、オープン当日はセレモニーを開催いたしました。

社会的責任と貢献活動

全般に関する事項

当ＪＡは、板橋区・北区・豊島区・練馬区を事業区域とし、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当ＪＡの資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当ＪＡでは、資金を必要とする組合員の皆さま方や、その他地域住民の方々にもご利用いただいております。

また、ＪＡの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

１ 地域からの資金調達の状況

組合員をはじめ、利用者の皆さまからお預かりした貯金の残高は、511,227百万円となっており、この一年間で1,714百万円増加しました。

２ 地域への資金供給の状況

組合員をはじめ、利用者の皆さまへの貸出金残高は、157,651百万円となっており、地域活性化に向けて資金供給しています。

３ 文化的・社会的貢献に関する事項

（１）教育文化活動

- ①伝統作物の継承事業への取り組み
- ②学校給食への地場産農産物の提供
- ③学校で作る農産物への営農指導協力
- ④練馬大根引っこ抜き競技大会の開催
- ⑤農業祭の開催

（２）社会的貢献活動

- ①年金、税務、法律相談の開催
- ②相続、遺言セミナーの開催
- ③震災被災地の復興支援

４ 地域密着型金融への取り組み

組合員と職員が協力して地場産農産物の即売会やマルシェ、店頭販売を実施し、地域農業の活性化へ繋げる事業展開をしました。

- ・ 農業者実施マルシェの販売支援(29回)
- ・ 年間を通じて継続的に子ども食堂へ農産物の提供(52回)
- ・ 「練馬区立高松みらいのはたけ」で子ども向け農業体験(播種・間引き・収穫)を実施(試験的实施3回)
- ・ 練馬区立小学校の社会科見学の受け入れ(14校・1,203人)
- ・ 練馬区と連携してひとり親家庭向け収穫体験を実施(3回)

5 経営者保証に関する取り組み方針

経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当組合は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しました。

当組合は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえた上で、検討します。

2. 経営者保証の契約時の対応について

(1) 農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行ないます。

(2) 保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

(1) 農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行なうとともに、その検討結果について主たる債務者及び保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行ないます。

(2) 事業承継が行なわれた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行なう。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

(1) 経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

リスク管理の状況

リスク管理体制等

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当ＪＡではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

１ 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部審査課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行なっています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行なっています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行なっています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「経理規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

２ 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する運用会議を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行なっています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行なっています。運用部門が行なった取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行なっているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行ない経営層に報告しています。

３ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行なっています。

4 オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

5 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行なうため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行ない、再発防止策を実施しています。

6 システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行なうことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行なうため、本店各部門・各支店にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行ない全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行なっています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

金融ADR制度への対応

1 苦情処理措置の内容

当JAは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページやチラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口 信用事業 信用部（電話：03-5372-1314）

共済事業 共済部（電話：03-5372-1315）

※受付時間 平日 午前9時～午後5時

2 紛争解決措置の内容

当JAは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

- ・ 信用事業

東京弁護士会（電話：03-3581-0031）
第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）
第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）

当JAの苦情等受付窓口又はJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京以外の地域にお住まいの場合は、東京三弁護士会が設置している仲裁センター等にて、居住地の近隣弁護士会で手続を進める「現地調停・移管調停」をご利用いただくことも可能です。

- ・ 共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）
<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>
（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構
<https://www.jibai-adr.or.jp/>
（公財）日弁連交通事故相談センター
<https://n-tacc.or.jp/>
（公財）交通事故紛争処理センター
<https://www.jcstad.or.jp/>
日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR
（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。当JAの苦情等受付窓口にお問い合わせ下さい。

内部監査体制

当JAは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告等を通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

自己資本の状況

自己資本比率の状況

当JAは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は、16.52%となりました。

経営の健全性の確保と自己資本の充実

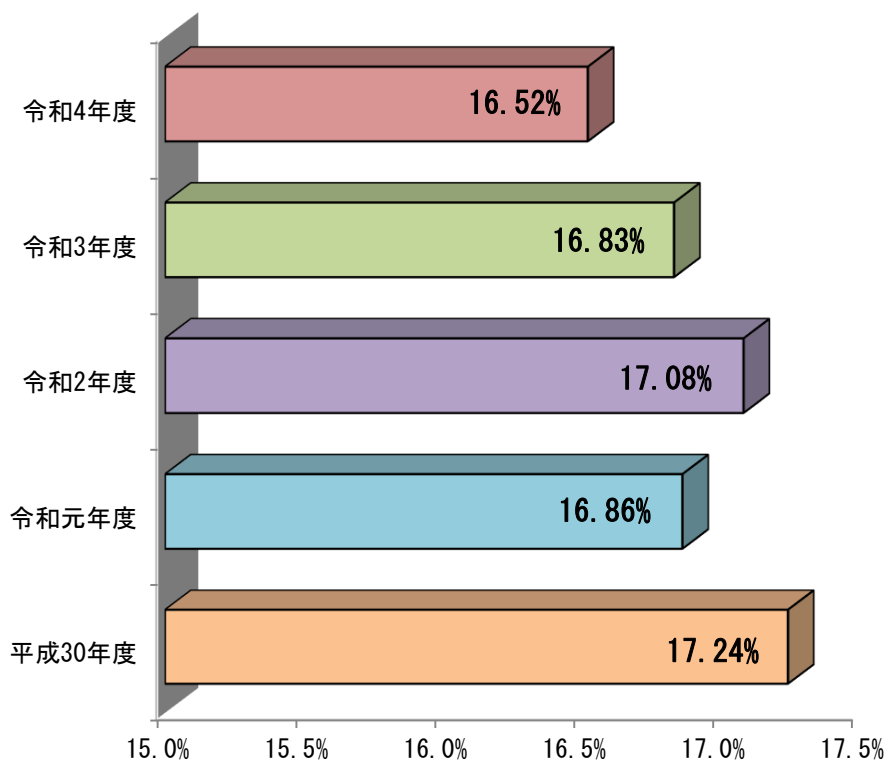
当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	東京あおば農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,112百万円 (前年度2,159百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

自己資本比率の推移



事業のご案内

当JAは地域金融機関として、組合員をはじめ地域の多くの方々にご利用いただいています。JAは、さまざまな事業部門を持った総合的な事業体です。以下に主な事業の内容についてご案内いたしますので、身近な金融機関としてお気軽にご利用ください。

1 信用事業

信用事業では、貯金・貸出・為替等、いわゆる銀行業務を行なっています。JAの信用事業は、組合員・利用者の皆さまに大きな「安全」・「安心」・「安定」を提供するために、JAバンクシステムを構築しており、全国のJA・都道府県信連・農林中央金庫が有機的に結びつき、JAバンク・セーフティーネットで組合員・利用者の皆さまに信頼される金融機関をめざしています。

また、年金振込者を会員とする「年金友の会」の諸活動を通じて、地域の輪を広げ会員相互の親睦を図っています。

貯金業務

組合員や地域の利用者の皆さまの大切な貯金をお預りしています。総合口座・普通貯金・当座貯金等、使いやすい便利な貯金から、定期貯金・定期積金など目的・期間・金額に合わせてご利用いただけます。

種 類	特 徴
総 合 口 座	普通貯金と定期貯金がセットになって、「貯める」、「支払う」、「借りる」、「受け取る」とオールマイティでとても便利です。
普 通 貯 金	いつでも出し入れ自由。おサイフがわりにご利用ください。
当 座 貯 金	代金等のお支払いに手形や小切手をご利用いただく貯金です。
貯 蓄 貯 金	普通貯金のように「お預入れ」、「お引出し」が自由で、残高に応じた利率を適用します。 ※ 公共料金・クレジット利用代金のお支払い、給与等のお受け取りにはご利用いただけません。
納 税 準 備 貯 金	税金納付のための資金を準備することを目的とした貯金です。お引出は原則として、税金の納付のためとしております。
通 知 貯 金	まとまった資金を短期間（7日以上）お預りする貯金です。お支払いの場合、事前（2営業日以上）に通知が必要です。
ス ー パー 定 期 貯 金	いくらからでもお預入れ可能な定期貯金です。 お預入れいただく期間（1か月～5年）をご指定いただき、その期間の利率は変わらない確定利回りです。
自 由 金 利 型 定 期 貯 金	1,000万円以上をお預りする貯金です。大口資金運用にご利用ください。
変 動 金 利 定 期 貯 金	お預入れから6か月ごとに金利情勢に応じて利率を見直し、新しい利率で運用する貯金です。個人のお客様の預入期間3年のお利息は、半年複利となっています。
期 日 指 定 定 期 貯 金	個人のお客様にご利用いただける預入期間1年～3年の1年複利の定期貯金です。預入から1年を経過した後は、いつでも解約いただけます。
積 立 式 定 期 貯 金	お子様の進学など将来に備えて資金を貯めていただくのに最適な定期貯金です。積立期間や満期日を定めない「エンドレス型」、目標額を決めて無理なくためていく「満期型」などお客様のニーズに合わせて貯めていくことができる貯金です。
定 期 積 金	ご旅行や将来の生活設計、ご結婚の準備など長期計画に備えて資金を貯めていただくのに最適です。1回の掛金が1千円以上、積立期間は6か月～5年以下となっておりますので、無理なく目標達成ができます。



融資業務

組合員や地域の皆さまの暮らしや事業に必要な資金をご融資しています。
住宅ローンやマイカーローンなどの各種ローン商品、農業者・組合員の皆さまに必要な資金をご用意しておりますので、お気軽にご相談ください。
また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展にも貢献しております。

種 類	特 徴
住 宅 ロ ー ン	(一般型・100%応援型) 住宅の新築・増改築資金、住宅用地の購入資金、住宅・マンションの購入資金などにご利用いただけます。
	(借換応援型) 他の金融機関からの借入中の住宅ローンの借換資金と借換に伴う諸費用にご利用いただけます。
賃 貸 住 宅 ロ ー ン	アパートやマンションの建設・増改築・補修改修の資金にご利用いただけます。
マ イ カ ー ロ ー ン	自動車・バイクの購入や修理・車検などの資金にご利用いただけます。
教 育 ロ ー ン	お子様たちの進学をJAが支援します。入学金・授業料など教育に関する資金にご利用いただけます。
リ フ ォ ー ム ロ ー ン	住宅の増改築・改装・補修の他、システムキッチンなどの設備住宅に付帯する設備等にご利用いただけます。
フ リ ー ロ ー ン	結婚・旅行・電化製品のお買物など生活設計資金にご利用いただけますので、暮らしを彩るさまざまなプランにご利用いただけます。
ワイドカードローン	あらかじめ決められたお借入れ額の範囲内なら、JAのATMでご自由に引き出しでき、何回でもご利用いただけます。急な出費の際の強い見方です。
農 業 資 金	農機具の購入、パイプハウス建設など農業生産に関する資金にご利用いただけます。

為替業務

全国のJAをはじめ、全国の銀行・信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JA本支店の窓口から全国の金融機関へ安全・迅速・確実に振込、送金などができる為替のお取扱いしています。
また、小切手や手形等のお取り立てもお取扱いしています。

種 類	特 徴
振 込 ・ 送 金	当JAの本支店はもとより全国の銀行等の本支店へ安全・確実・迅速にご送金いたします。お子様の学費の仕送りなどに大変便利です。
代 金 取 立	手形・小切手などの保管と期日管理をお引き受けいたします。期日にお取り立てを行い口座にご入金いたします。
給 与 振 込	毎月の給料やボーナスがお客様の口座に自動的に振り込まれ、支払日の朝からお受け取りいただけます。給料日が出張や休暇中でも安心です。

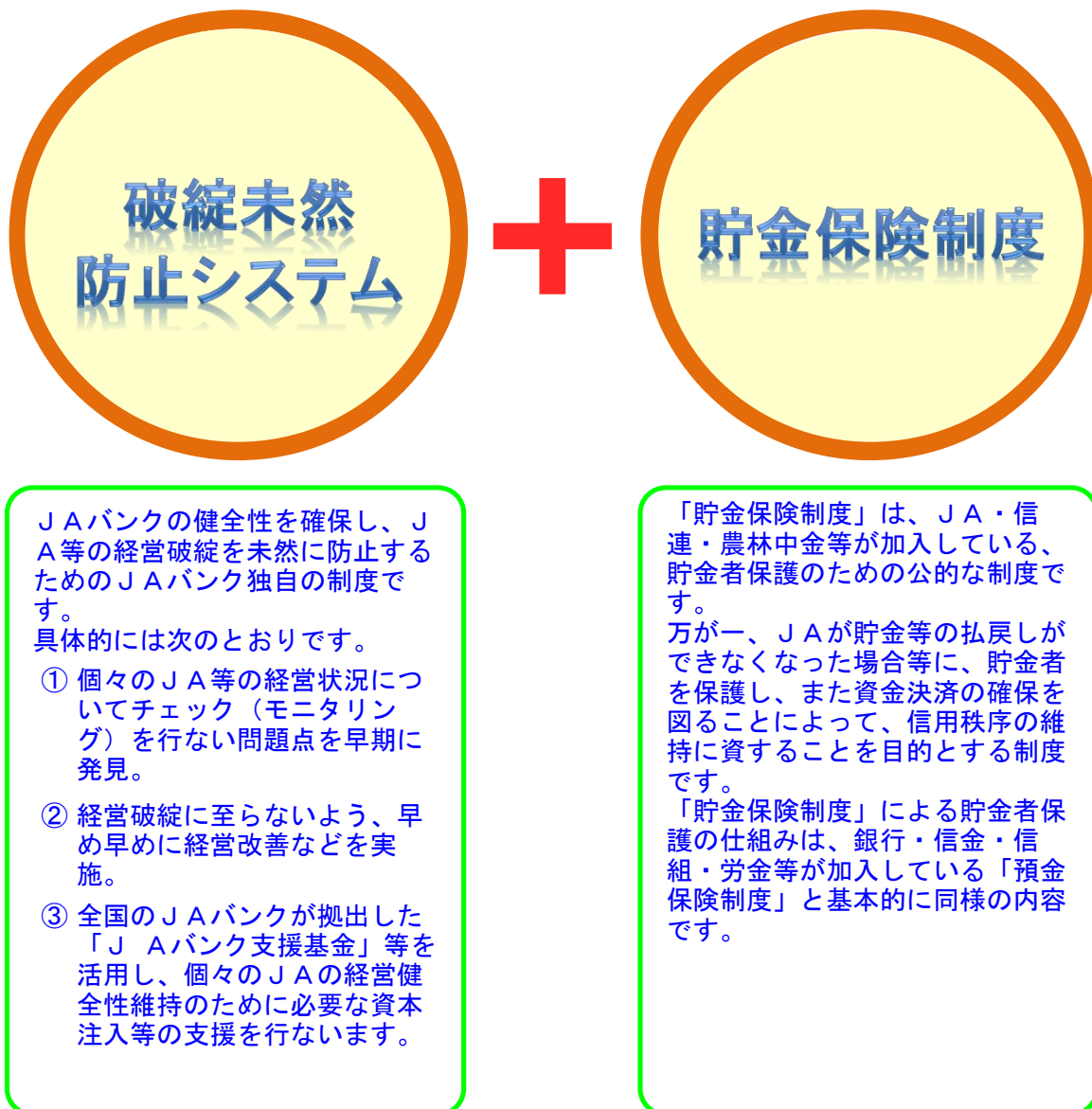
証券窓販業務

個人向け利付国庫債券（個人向け国債）の窓口販売のお取り扱いをしております。

種 類	特 徴
国 債	国が発行する信用力・安全性が極めて高い債券です。生活設計にあわせてお選びいただけます。

JAバンク・セーフティネット

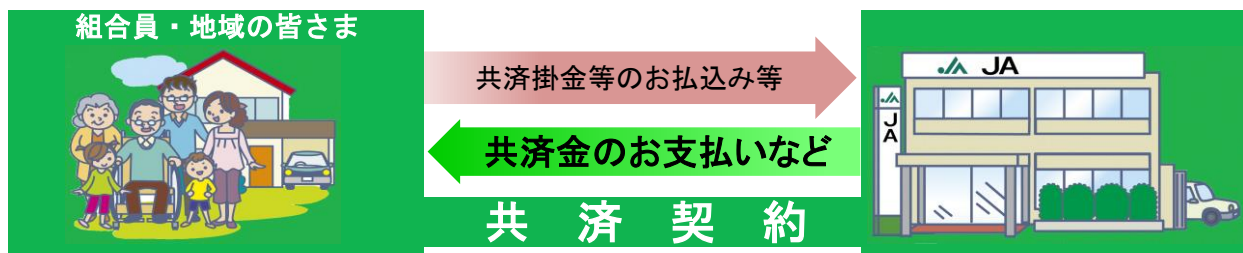
JAバンクでは、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」により「JAバンク・セーフティネット」を構築しています。
これにより、組合員・利用者の皆さまにより一層の安全をお届けしています。



2 共済事業

共済事業は、組合員・地域の皆さまの暮らしに潜むリスクに幅広く対応するため、「ひと」・「いえ」・「くるま」の総合保障を提供しています。

当JAは暮らしのパートナーとして、ご利用者の皆様の一人ひとりのライフスタイルに合わせた人生設計に応えられる保障を提供することで、「安心」と「満足」をお届けいたします。



※ JA共済は、JAとJA共済連がそれぞれ機能分担を行ない、組合員・地域の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



万一の保障、医療や介護、年金の保障で、ご家族やご自身のくらしをサポートします。

万一のときの家族の生活に備える

入院や手術に備える

教育資金や老後に備える

種 類	特 徴
終 身 共 済	一生涯にわたる万一の保障を確保できます。 ニーズに合わせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
養 老 生 命 共 済	万一に備えるとともに、資金形成ニーズにも応えることができます。
定 期 生 命 共 済	お手頃な共済掛金で万一保障をしっかりと準備できます。
生存給付特則付一時払 終 身 共 済	生前贈与の機能を備えた一生涯の万一保障です。加入のしやすさも魅力です。
こ ど も 共 済	お子さま・お孫さまの教育資金を準備しつつ、万一のときにも備えられます。また、ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。
医 療 共 済	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れ、一生涯保障や先進医療保障などライフプランに合わせて自由に設計できます。
が ん 共 済	がんによる入院・手術を保障します。がん診断時や、再発・長期治療のときは一時金をお支払いします。 ニーズにあわせて、先進医療保障を加えることもできます。
生 活 障 害 共 済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられます。
特 定 重 度 疾 病 共 済	三大疾病やその他生活習慣病などに備える保障です。

認知症共済	認知症を発症した際の経済的負担に備えるとともに、未然予防や早期発見をサポートする保障です。
介護共済	所定の要介護状態となったときの資金準備ができます。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
予定利率変動型年金共済	老後の生活資金に備えることができます。医師の審査なしの簡単な手続きで加入できます。 また、最低保障予定利率が設定されているので安心です。



火災のほか、地震等の自然災害から、大切な建物や家財をお守りします。

火災に備える

地震等の自然災害に備える

災害等によるケガに備える

種類	特徴
建物更生共済	火災はもちろん、台風や地震等の自然災害も幅広く保障します。掛け捨てではありませんので、保障期間満了時に満期共済金をお支払いします。
火災共済	お住いの建物が火災によって損害を受けた時に保障します。



自動車事故のさまざまなリスクに、充実の保障とサービスでお応えします。

相手方への賠償に備える

事故によるケガ等に備える

お車の修理に備える

種類	特徴
自動車共済	自動車事故による相手方への賠償保障はもちろんのこと、ご自身やご家族の乗車中や歩行中等の自動車事故による損害を保障。さらに、お車の損害や付随的に発生する諸費用まで幅広く保障するプランもあります。
自賠責共済	自動車の運行によって他人を死傷させたために、自動車の保有者または運転者が自賠法上の損害賠償責任を負った場合の損害を保障します。すべての自動車に契約することが義務づけられている強制共済（保険）です。



賠償責任が生じた場合の補償

日常生活におけるさまざまなリスクに対応します。

他人を死亡または負傷させたときに備え

他人の財物に損害を与えたときに備え

生産物によって生じた賠償に備え

種 類	特 徴
個 人 賠 償 責 任 共 済	住宅の管理上の不備・欠陥や、被共済者様が買物や旅行等の日常生活に起因する事故によって、他人を死亡・負傷させたり他人の財物に損害を与えたりした場合の損害賠償責任を保障する共済です。
一般賠償責任担保特約 付 賠 償 責 任 共 済	店舗・賃貸住宅・観光農園・民宿の管理上の不備・欠陥や、その施設で行なわれる業務、また施設で製造・販売された物品の瑕疵によって、他人を死亡・負傷させたり他人の財物に損害を与えたりした場合の損害賠償責任を保障する共済です。
農 業 者 賠 償 責 任 共 済	日本国内で発生した農業に関する所定の事故によって他人を死亡・負傷させたり他人の財物に損害を与えたりした場合の損害賠償責任等の保障を行なう共済です。

3 経済事業

経済事業には、農業者が生産した新鮮な野菜等の農畜産物を消費者にお届けする「販売事業」と、農業に必要な資材や暮らしに必要なさまざまな生活用品を提供する「購買事業」があり、農業と地域の皆様の暮らしを結ぶお手伝いをしています。

なお、農産物直売所4カ所(ファーマーズショップにりん草、総合園芸センターふれあいの里、とれたて村石神井、ファーマーズショップこぐれ村)にて、新鮮で安全・安心な地場農畜産物を販売しています。

販売事業

管内で生産された農産物を農業者に代わって販売しています。

生産者と消費者を結ぶ「架け橋」として、農業者の所得向上につなげるとともに、新鮮で安全・安心な地場農産物を消費者に届けています。



購買事業

農業生産に必要な資材や暮らしに必要な生活用品等を組合員や地域の皆様へ提供する事業です。計画的な仕入れにより、安価で良品質の商品を安定的に提供しています。



4 宅地等供給事業

組合員の皆さまからの資産に関わる相談を通じ、的確な対応ができるよう各事業部門と連携を図り、既存資産の保全対策等、事業体制の充実、組合員の事業や資産が後継者・担い手に円滑に継承されるよう相続対策の強化に取り組んでいます。

5 指導事業

営農指導はJAの最も重要な分野であり、付加価値の高い農産物の生産等による組合員の所得向上を図り、行政機関とともに都市農業の振興に積極的に取り組んでいます。

- 営農相談をより専門的に、よりきめ細やかに対応するため営農指導・相談体制を充実し、地域ごと、また作目別に生産者の多様な要望に応え、情報提供に努めています。
- 生産者部会と連携を図り、農業の担い手の確保と育成、農用地の有効利用に取り組んでいます。
- 高齢化する組合員への対応や農業機械オペレーターの派遣を行ない、安全な農作業の充実を図ります。

生活指導は、組合員やその家族、地域の皆さま方の心豊かな生活と安心して暮らせる地域づくりを支援するため、食農教育、生活文化、健康管理等の活動に取り組んでいます。

各種手数料

※ ここに掲載しました手数料は、令和5年4月1日現在のものです。また個々の取引内容により手数料が異なる場合や新たに付加される場合がありますので窓口でご確認ください。なお、金額には消費税を含んでおります。

内国為替手数料

		当農協本支店あて			他金融機関あて				
振込手数料	窓口扱	1万円未満	1件につき	110円	電信扱	1万円未満	1件につき	440円	
		1万円以上 3万円未満	1件につき	220円		1万円以上 3万円未満	1件につき	550円	
		3万円以上	1件につき	440円		3万円以上	1件につき	770円	
		自店舗振込 (金額に関わらず)	1件につき	110円	文書扱	1万円未満	1件につき	330円	
						1万円以上 3万円未満	1件につき	440円	
	3万円以上	1件につき	660円	3万円以上	1件につき	660円			
	ATM扱	3万円未満	1件につき	110円	電信扱	1万円未満	1件につき	330円	
		3万円以上	1件につき	330円		1万円以上 3万円未満	1件につき	440円	
		自店舗振込 (金額に関わらず)	1件につき	無料		3万円以上	1件につき	660円	
		※ATM振込時、J AバンクおよびJ Fマリンバン ク以外のお客様は、別途A T M手数料がかかります。				※A T M振込時、J AバンクおよびJ F マリンバンク以外 のお客様は、別途A T M手数料がかかります。			
	インターネット扱	3万円未満	1件につき	110円	電信扱	3万円未満	1件につき	220円	
		3万円以上	1件につき	220円		3万円以上	1件につき	330円	
		自店舗振込 (金額に関わらず)	1件につき	無料					
送金 手数料	1件につき			440円	1件につき			660円	
代金取引 手数料	電子交換所取立							1件につき	990円
	個別取立							1件につき	1,100円
その他の 諸手数料	送金・振込の組戻料							1件につき	660円
	取立手形組戻手数料							1通につき	1,100円
	取立手形店頭呈示手数料 (ただし、1,000円以上実費を要する場合はその実費分)							1通につき	1,100円
	不渡手形返却手数料							1通につき	1,100円
	離島回金手数料								無料

貯金関係

項目	内訳			金額	
当座開設	一般口座			5 5 0円	
	マル専口座			3, 3 0 0円	
新規発行	キャッシュカード（ＩＣタイプ）			無料	
再発行	通帳			5 5 0円	
	キャッシュカード（ＩＣタイプ）			1, 1 0 0円	
	証書			5 5 0円	
残高証明書	1 通につき			2 2 0円	
小切手・手形 用紙交付	当座小切手（5 0 枚）【パーソナル含む】			1, 1 0 0円	
	自己宛小切手（1 枚）			7 7 0円	
	約束手形（2 5 枚）			8 8 0円	
	為替手形（2 0 枚）			8 8 0円	
	専用手形（1 枚）			7 7 0円	
口座振替	定時自動送金（1 件あたり・1 カ月毎）		自店舗	無料	
			僚店舗	1 1 0円	
			上記以外	5 5 円＋所定料金	
	振替サービス（1 件あたり・1 カ月毎）		自店舗	無料	
			僚店舗	1 1 0円	
	校納金			2 2 0円	
	登録振込（1 件あたり） ※給与振込を除く		登録時	5 5 円	
			振込時	自店舗	無料
				僚店舗	1 1 0円
				上記以外	5 5 円＋所定料金
	給与振込		自店舗・僚店舗	無料	
			上記以外	2 2 0円	
法人ＪＡネットバンク 月額基本手数料	照会／振込サービス ＊1			1, 1 0 0円	
	データ伝送サービス ＊1（総合振込／給与・賞与）			1, 1 0 0円	
貸金庫 （年間）	小型			5, 5 0 0円	
	中型			8, 8 0 0円	
	大型			1 1, 0 0 0円	
	全自動	練馬春日町支店 赤塚支店 東大泉支店	中型	2 6, 4 0 0円	
			大型	3 3, 0 0 0円	
		石神井支店	中型	3 0, 8 0 0円	
大型			3 8, 5 0 0円		
両替	1 枚～1 0 0 枚			無料	
	1 0 1 枚～3 0 0 枚			1 1 0円	
	3 0 1 枚～5 0 0 枚			2 2 0円	
	5 0 1 枚以上			3 3 0円	
その他手数料 （調査費用）	マイクロフィルムからの交付		1 年未満	3 3 0円	
			1 年以上1 年ごと	3 3 0円	
	上記以外		1 0 枚まで	3 3 0円	
			1 0 枚超2 枚ごと	2 2 円	
個人情報開示等手数料	1 件につき			1, 1 0 0円	
国債窓販売口座 管理手数料	平成1 8 年1 2 月より			無料	
未利用口座 管理手数料（年間）	令和3 年1 0 月1 日以降に開設の口座が対象 ＊2			1, 3 2 0円	

＊1：振込手数料（インターネット扱い）が別途かかります。

＊2：対象貯金は普通貯金、貯蓄貯金、貯金残高が1万円以下でご利用が2年以上ない口座。

貸付関係

項目	内 訳		金 額
プロパーローン	新規実行（担保調査費用含む） ＊ 3		3 3， 0 0 0円
	条件変更		1 1， 0 0 0円
	繰上償還	一部繰上 ＊ 4	3， 3 0 0円
		全額繰上	3 3， 0 0 0円
住宅ローン （保証付）	新規実行（担保調査費用含む）		3 3， 0 0 0円
	条件変更		1 1， 0 0 0円
	繰上償還	一部繰上 ＊ 4	3， 3 0 0円
		全額繰上	3 3， 0 0 0円
小口ローン （保証付）	新規実行		無料
	条件変更		無料
	繰上償還	一部繰上 ＊ 4	3， 3 0 0円
		全額繰上	3， 3 0 0円
貯金担保貸付	新規実行		無料
	条件変更		無料
	繰上償還	一部繰上 ＊ 4	無料
		全額繰上	無料
カードローン開設			無料
ローンカード再発行			1， 1 0 0円
貸出関係 証明書発行 （1通につき）	残高証明書作成		2 2 0円
	支払利息残高証明書		2 2 0円
	住宅取得控除証明書		無料
	融資証明書		2 2 0円
	農協印鑑証明書発行		無料
	農協資格証明書発行		無料
貸出書類 発行交付	証書貸付用紙交付		無料
	手形貸付用紙交付		無料

* 3：農業資金は無料

* 4：① J A住宅ローン（保証機関付）及び生活関連ローンの J Aネットバンク扱いは無料

② 約定返済後残高の90%が1回あたりの返済上限です。（円未満切り捨て）

③ 1回あたりの返済下限額は10,000円です。

振込取引にかかるATM利用手数料

○振込手数料の他に、下記のATM利用手数料がかかります。

提携金融機関等	平日 8:45～18:00	土曜日 9:00～14:00	その他時間帯
J Aバンク・ J Fマリンバンク	無料	無料	無料
その他金融機関 （MICS提携※）	110円	220円	220円

※信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行、商工中金、ゆうちょ銀行のお客様は振込取引ができません。

出資金関係

項目	内訳	金額
残高証明書	1通につき	220円

※表示金額には消費税が含まれております。

貸借対照表

資産の部

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
1. 信用事業資産	522,199,385	520,915,048
（1）現金	1,380,942	1,276,415
（2）預金	325,693,663	322,723,275
系統預金	325,693,663	322,723,275
（3）有価証券	39,669,640	39,149,700
国債	18,569,180	19,154,300
地方債	1,051,940	801,090
政府保証債	494,100	470,250
社債	19,554,420	18,724,060
（4）貸出金	155,464,210	157,651,579
（5）その他の信用事業資産	1,048,504	1,065,194
未収収益	250,823	270,058
その他の資産	797,680	795,135
（6）貸倒引当金	△1,057,576	△951,116
2. 共済事業資産	18,823	9,719
（1）その他の共済事業資産	18,823	9,719
3. 経済事業資産	42,976	62,580
（1）経済事業未収金	24,072	32,128
（2）棚卸資産	18,122	24,664
購買品	14,825	18,297
その他の棚卸資産	3,296	6,366
（3）その他の経済事業資産	781	5,788
4. 雑資産	2,291,865	2,187,588
（1）雑資産	2,291,865	2,187,588
5. 固定資産	6,579,353	7,056,707
（1）有形固定資産	6,560,372	7,042,528
建物	5,125,221	5,443,296
機械装置	17,560	17,560
土地	4,040,689	4,040,689
建設仮勘定	75,361	431,870
その他の有形固定資産	1,161,959	1,232,160
減価償却累計額	△3,860,420	△4,123,049
（2）無形固定資産	18,981	14,179
6. 外部出資	18,820,890	18,958,000
（1）外部出資	18,820,890	18,958,000
系統出資	18,361,010	18,498,120
系統外出資	409,880	409,880
子会社等出資	50,000	50,000
7. 繰延税金資産	1,017,694	1,807,732
資産の部合計	550,970,988	550,997,377

負債の部

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
1. 信用事業負債	509,612,162	511,339,568
（1）貯金	509,512,471	511,227,454
（2）その他の信用事業負債	99,690	112,113
未払費用	15,441	14,714
その他の負債	84,249	97,399
2. 共済事業負債	783,963	757,634
（1）共済資金	398,662	376,651
（2）未経過共済付加収入	370,937	367,956
（3）その他の共済事業負債	14,363	13,026
3. 経済事業負債	31,452	27,829
（1）経済事業未払金	31,367	27,741
（2）その他の経済事業負債	85	87
4. 雑負債	1,317,874	1,229,635
（1）未払法人税等	194,706	129,604
（2）資産除去債務	161,911	152,051
（3）その他の負債	961,256	947,979
5. 諸引当金	2,360,093	2,560,139
（1）賞与引当金	336,644	351,311
（2）退職給付引当金	1,646,048	1,722,571
（3）役員退職慰労引当金	43,838	35,158
（4）特例業務負担金引当金	333,562	333,724
（5）固定資産解体等引当金	-	117,372
負債の部合計	514,105,547	515,914,807
・純資産の部		
1. 組合員資本	37,623,801	37,692,518
（1）出資金	2,159,542	2,112,632
（2）資本準備金	6,567	6,567
（3）利益剰余金	35,499,323	35,610,174
利益準備金	5,354,900	5,354,900
その他利益剰余金	30,144,423	30,255,274
事業基盤強化積立金	5,509,265	5,485,324
都市農業振興積立金	505,831	495,403
教育文化活動積立金	572,392	559,185
税効果会計調整積立金	654,077	727,860
特別積立金	21,090,000	21,590,000
当期末処分剰余金	1,812,856	1,397,499
（うち当期剰余金）	(819,658)	(374,833)
（4）処分未済持分	△41,632	△36,856
2. 評価・換算差額等	△758,360	△2,609,948
（1）その他有価証券評価差額金	△758,360	△2,609,948
純資産の部合計	36,865,441	35,082,569
負債及び純資産の部合計	550,970,988	550,997,377

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
1. 事業総利益	5,124,778	4,909,999
事業収益	5,759,978	5,824,027
事業費用	635,200	914,028
(1) 信用事業収益	4,359,371	4,289,045
資金運用収益	3,945,108	4,107,128
(うち預金利息)	(1,552,257)	(1,364,842)
(うち有価証券利息)	(170,472)	(276,350)
(うち貸出金利息)	(1,643,903)	(1,575,320)
(うちその他受入利息)	(578,474)	(890,615)
役務取引等収益	80,923	76,466
その他事業直接収益	87,977	1,505
その他経常収益	245,362	103,944
(2) 信用事業費用	277,633	511,001
資金調達費用	44,209	39,641
(うち貯金利息)	(43,751)	(39,364)
(うち給付補填備金繰入)	(455)	(273)
(うちその他支払利息)	(2)	(2)
役務取引等費用	15,722	16,184
その他事業直接費用	57,511	374,752
その他経常費用	160,189	80,423
(うち貸倒引当金戻入益)	(△12,244)	(△106,460)
信用事業総利益	4,081,738	3,778,043
(3) 共済事業収益	970,893	924,301
共済付加収入	907,014	874,254
その他の収益	63,879	50,047
(4) 共済事業費用	30,591	25,798
共済推進費	15,538	9,853
共済保全費	1,316	929
その他の費用	13,735	15,015
共済事業総利益	940,302	898,503
(5) 購買事業収益	241,575	274,732
購買品供給高	218,026	254,013
購買手数料	19,555	15,653
修理サービス料	664	503
その他の収益	3,328	4,562
(6) 購買事業費用	191,595	233,676
購買品供給原価	181,135	215,510
修理サービス費	49	-
その他の費用	10,409	18,165
購買事業総利益	49,980	41,055
(7) 販売事業収益	168,186	152,770
販売品販売高	126,760	116,046
販売手数料	39,631	36,182
その他の収益	1,794	540
(8) 販売事業費用	104,918	96,981
販売品販売原価	99,372	91,202
その他の費用	5,546	5,778
販売事業総利益	63,267	55,789

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
(9) 利用事業収益	3,334	-
(10) 利用事業費用	8	-
利用事業総利益	3,325	-
(11) 宅地等供給事業収益	1,817	152,604
(12) 宅地等供給事業費用	40	2,409
宅地等供給事業総利益	1,777	150,195
(13) 旅行事業収益	3	-
(14) 旅行事業費用	200	-
旅行事業総利益	△196	-
(15) 指導事業収入	14,795	30,573
(16) 指導事業支出	30,212	44,161
指導事業収支差額	△15,417	△13,588
2. 事業管理費	4,423,617	4,628,739
(1) 人件費	3,177,932	3,281,586
(2) 業務費	497,775	480,892
(3) 諸税負担金	241,919	261,446
(4) 施設費	485,431	573,344
(5) その他事業管理費	20,558	31,470
事業利益	701,160	281,259
3. 事業外収益	366,670	387,709
(1) 受取出資配当金	321,480	352,874
(2) 賃貸料	3,628	3,662
(3) 雑収入	41,562	31,171
4. 事業外費用	24,419	4,221
(1) 支払雑利息	23,989	3,788
(2) 寄付金	305	305
(3) 雑損失	125	128
経常利益	1,043,411	664,747
5. 特別損失	37,623	161,081
(1) 固定資産処分損	37,623	43,708
(2) その他の特別損失	-	117,372
税引前当期利益	1,005,787	503,665
法人税・住民税及び事業税	260,353	201,661
法人税等調整額	△74,224	△72,829
法人税等合計	186,128	128,831
当期剰余金	819,658	374,833
当期首繰越剰余金	989,451	984,042
事業基盤強化積立金取崩額	-	23,940
都市農業振興積立金取崩額	-	10,428
教育文化活動積立金取崩額	3,745	4,254
当期未処分剰余金	1,812,856	1,397,499

◇ 令和4年度 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ①子会社株式 : 移動平均法による原価法
- ②その他有価証券
 - (イ) 時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - (ロ) 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- その他の棚卸資産 : 買取販売品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
買取販売品以外 : 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に納付する特例業務負担金の支出に充てるため、当JAが負担する将来見込額に基づき計上しています。

(6) 固定資産解体等引当金

店舗（建物）解体等を目的とした支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当JAの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農産物を当JAが直売所等で販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 宅地等供給事業

組合員等の委託に基づき行なう宅地等の売買の仲介業務、建物建築・捕改修補助業務によるものであり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、当事者間において宅地等物件の引き渡し完了した時点において充足されると判断し、物件の引き渡し時点で収益を認識しています。

④ 指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種相談・研修サービスを提供する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行なっています。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当JAは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺消去を行なっています。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当JAが代理人として関与する取引の損益計算書の表示方法

購買事業収益のうち、当JAが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

また、販売事業収益のうち、当JAが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

II. 会計方針の変更に関する注記

1. 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日改正以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

III. 会計上の見積りに関する注記

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 951,116 千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」に記載しています。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,811,314 千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について計上しています。

しかし、当該見積りは将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受けることから、今後の課税所得の推移状況によって、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により法定実効税率が変更された場合にも、同様の可能性があります。

3. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画及び過去の税引前利益の実績を基礎としており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出することとしています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産及び無形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は447,548千円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		圧縮記帳額
有形固定資産	建物	165,255
	機械装置	973
	土地	275,614
	その他の有形固定資産	2,047
	(車両運搬具)	(221)
	(器具備品)	(1,826)
無形固定資産	ソフトウェア	3,657
合 計		447,548

2. 担保に供している資産

定期預金4,000,000千円を為替決済の担保として、また、定期預金3,000千円を公金事務取扱に係る担保として差し入れています。

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債務の総額 2,008,721千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 2,226,254千円

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

債権の合計額及びその内訳は次のとおりです。なお、下記の債権額は貸倒引当金控除前の金額です。

項 目	定 義	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債権者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。	1,071,942千円
危険債権	債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。	839,946千円
三月以上延滞債権	元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。	-千円
貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なった貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。	-千円
合 計		1,911,888千円

V. 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

項 目	総 額	内 訳
(1) 子会社等との取引による収益総額	9,056千円	うち事業取引高 6,056千円 うち事業取引以外の取引高 3,000千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	1,166千円	うち事業取引高 1,166千円

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行なっています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行なっています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行なうとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行なっています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行なっており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当 J A では、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した A L M を基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当 J A の保有有価証券ポートフォリオの状況や A L M 等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行なっています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行なっています。運用部門が行なった取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行なっているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行ない経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当 J A で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当 J A において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当 J A では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.08% 上昇したものと想定した場合には、経済価値が 448,658 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当 J A では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行なう上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行なっています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

（１）金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	322,723,275	322,675,974	△47,300
有価証券			
その他有価証券	39,149,700	39,149,700	-
貸出金	157,651,579		
貸倒引当金(*1)	△ 951,116		
貸倒引当金控除後	156,700,463	157,850,964	1,150,500
資産計	518,573,438	519,676,638	1,103,199
貯金	511,227,454	511,184,574	△42,879
負債計	511,227,454	511,184,574	△42,879

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OIS）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は日本証券業協会公表の売買参考統計値によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	18,958,000

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	322,723,275	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち 満期があるもの	-	-	-	-	300,000	43,100,000
貸出金(*1,2)	12,003,300	10,043,190	10,813,764	9,283,956	9,863,510	103,461,875
合 計	334,726,575	10,043,190	10,813,764	9,283,956	10,163,510	146,561,875

(※1) 貸出金のうち、当座貸越86,052千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件2,181,980千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	498,895,256	7,977,326	2,672,389	706,242	976,240	-
合 計	498,895,256	7,977,326	2,672,389	706,242	976,240	-

(*1)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VII. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差額(*)
貸借対照表計上額 が取得原価又は償 却原価を超えるも の	国債	-	-
	地方債	-	-
	政府保証債	-	-
	社債	-	-
	小 計	-	-
貸借対照表計上額 が取得原価又は償 却原価を超えない もの	国債	19,154,300	20,534,448
	地方債	801,090	900,000
	政府保証債	470,250	500,000
	社債	18,724,060	20,836,157
	小 計	39,149,700	42,770,605
合 計	39,149,700	42,770,605	△3,620,905

(*)なお、上記の差額に繰延税金資産1,010,956千円を加えた額△2,609,948千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
地方債	200,000	-	-
社債	2,900,778	1,505	-
合 計	3,100,778	1,505	-

3. 当事業年度中において、減損処理を行なった有価証券

当事業年度中において、その他有価証券の社債374,752千円の減損処理を行なっています。時価のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表時価額とするとともに、当該差額を減損処理しています。

なお、減損処理にあたっては、当事業年度末における時価が取得原価又は償却原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行ない、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行なっています。

VIII. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による「退職金共済制度」を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付債務	3,395,711
勤務費用	217,545
利息費用	—
数理計算上の差異の発生額	49,550
退職給付の支払額	△ 226,616
過去勤務費用の発生額	△ 107,000
期末における退職給付債務	3,329,190

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における年金資産	1,532,416
特定退職金共済制度期待運用収益	9,960
数理計算上の差異の発生額	111
特定退職金共済制度への拠出金	83,769
退職給付の支払額	△ 114,803
期末における年金資産	1,511,455

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

退職給付債務	3,329,190
特定退職金共済制度	△ 1,511,455
未積立退職給付債務	1,817,735
未認識過去勤務費用	107,000
未認識数理計算上の差異	△ 202,164
貸借対照表計上額純額	1,722,571
退職給付引当金	1,722,571

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	217,545
利息費用	—
特定退職金共済制度期待運用収益	△ 9,960
数理計算上の差異の費用処理額	64,520
小計	272,105
子会社出向職員にかかる子会社負担額	△ 10,088
合計	262,017

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	63.0 %
年金保険投資	28.0 %
現金及び預金	5.0 %
その他	4.0 %
合計	100.0 %

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.00 %
長期期待運用収益率 特定退職金共済制度期待運用収益率	0.65 %

2. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行なう特例年金等の業務に要する費用に充てるため、当事業年度において特例業務負担金34,394千円を拠出しています。

なお、令和5年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、333,724千円となっています。

IX. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産		
貸倒引当金		132,000
賞与引当金		98,086
退職給付引当金		480,941
役員退職慰労引当金		9,816
固定資産解体等引当金		32,770
資産除去債務		42,452
未払法人事業税及び未払特別法人事業税		12,885
未払法人事業所税		2,286
固定資産減損損失		12,935
業務外固定資産評価損		78,612
特例業務負担金引当金		93,175
減価償却費限度超過額		40,943
有価証券評価損		104,630
その他有価証券評価差額金（評価損）		1,010,956
その他		29,496
繰延税金資産小計		2,181,991
評価性引当額		△ 370,676
繰延税金資産合計（A）		1,811,314
繰延税金負債		
有形固定資産（資産除去債務）		△3,582
繰延税金負債合計（B）		△3,582
繰延税金資産の純額（A）＋（B）		1,807,732

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率		27.92 %
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	3.78 %
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 11.99 %
	住民税均等割等	0.53 %
	評価性引当額の増減	16.45 %
	事業分量配当金	△ 10.42 %
	その他	△ 0.70 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率		25.57 %

X. 収益認識に関する注記

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」における「4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

XI. その他の注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当ＪＡが所有する建物の一部に有害物質が使用されていることから、その有害物質を除去する義務に関して、当該除去費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は14年～33年、割引率は1.277%～2.250%を採用しています。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
期首残高	161,911
時の経過による調整額	1,417
資産除去債務の履行による減少額	△ 11,276
期末残高	152,051

2. 貸借対照表に計上していない資産除去債務

当ＪＡは、支店等の事業用資産に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該支店等の事業用資産は当ＪＡが事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行なわれる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ①子会社株式 : 移動平均法による原価法
- ②その他有価証券
 - (イ) 時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - (ロ) 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産 : 買取販売品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
買取販売品以外 : 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に納付する特例業務負担金の支出に充てるため、当JAが負担する将来見込額に基づき計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当JAは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日最終改正）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農産物を当JAが直売所等で販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種相談・研修サービスを提供する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行なったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行なっています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当JAは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺消去を行なっています。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当JAが代理人として関与する取引の損益計算書の表示方法

購買事業収益のうち、当JAが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

また、販売事業収益のうち、当JAが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

II. 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当JAは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日改正 以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日最終改正）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

これにより、財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行なう取引については、従来、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、当事業年度の事業収益及び事業費用がそれぞれ184,045千円減少しています。なお、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日最終改正）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

III. 会計上の見積りに関する注記

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 1,057,576 千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」に記載しています。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,021,609 千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について計上しています。

しかし、当該見積りは将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受けることから、今後の課税所得の推移状況によって、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により法定実効税率が変更された場合にも、同様の可能性があります。

3. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画及び過去の税引前利益の実績を基礎としており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出することとしています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産及び無形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は447,548千円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		圧縮記帳額
有形固定資産	建物	165,255
	機械装置	973
	土地	275,614
	その他の有形固定資産	2,047
	(車両運搬具)	(221)
	(器具備品)	(1,826)
無形固定資産	ソフトウェア	3,657
合 計		447,548

2. リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、富士見台支店の店舗については、リース契約により使用しています。

(単位：千円)

	金 額
取得価額相当額	179,002
減価償却累計額相当額	173,889
期末残高相当額 (未經過リース料期末残高相当額)	5,113
(うち1年以内の金額)	(4,090)
当期の支払リース料 (減価償却費相当額)	4,090

3. 担保に供している資産

定期預金4,000,000千円を為替決済の担保として、また、定期預金3,000千円を公金事務取扱に係る担保として差し入れています。

4. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債務の総額 1,928,302千円

5. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 2,918,661千円

6. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

債権の合計額及びその内訳は次のとおりです。なお、下記の債権額は貸倒引当金控除前の金額です。

項 目	定 義	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債権者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。	1,093,237千円
危険債権	債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。	913,522千円
三月以上延滞債権	元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。	-千円
貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なった貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。	-千円
合 計		2,006,759千円

V. 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

項 目	総 額	内 訳	
(1) 子会社等との取引による収益総額	7,660千円	うち事業取引高	4,660千円
		うち事業取引以外の取引高	3,000千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	1,133千円	うち事業取引高	1,133千円

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行なっています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当 J A は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行なっています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行なうとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行なっています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行なっており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当 J A では、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した A L M を基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当 J A の保有有価証券ポートフォリオの状況や A L M 等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行なっています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行なっています。運用部門が行なった取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行なっているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行ない経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当 J A で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当 J A において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当 J A では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.12% 上昇したものと想定した場合には、経済価値が 693,332 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当 J A では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行なう上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行なっています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	325,693,663	325,697,332	3,668
有価証券			
その他有価証券	39,669,640	39,669,640	-
貸出金	155,464,210		
貸倒引当金(*1)	△ 1,057,576		
貸倒引当金控除後	154,406,633	155,989,298	1,582,664
資産計	519,769,937	521,356,270	1,586,333
貯金	509,512,471	509,521,561	9,089
負債計	509,512,471	509,521,561	9,089

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OIS) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債権は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	18,820,890

外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日最終改正)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	325,693,663	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち 満期があるもの	-	-	-	100,000	900,000	39,900,000
貸出金(*1,2)	12,617,717	10,143,866	11,149,405	9,041,291	8,858,846	100,686,638
合 計	338,311,381	10,143,866	11,149,405	9,141,291	9,758,846	140,586,638

(※1) 貸出金のうち、当座貸越100,036千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件2,966,445千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	494,025,049	10,092,052	4,112,467	545,487	737,414	-
合 計	494,025,049	10,092,052	4,112,467	545,487	737,414	-

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VII. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差額(*)
貸借対照表計上額 が取得原価又は償 却原価を超えるも の	国債	1,025,700	1,002,392	23,307
	地方債	200,900	200,000	900
	政府保証債	-	-	-
	社債	2,151,510	2,099,965	51,544
	小 計	3,378,110	3,302,358	75,751
貸借対照表計上額 が取得原価又は償 却原価を超えない もの	国債	17,543,480	18,048,879	△505,399
	地方債	851,040	900,000	△48,960
	政府保証債	494,100	500,000	△5,900
	社債	17,402,910	17,970,511	△567,601
	小 計	36,291,530	37,419,390	△1,127,860
合 計		39,669,640	40,721,748	△1,052,108

(※) なお、上記の差額に繰延税金資産293,748千円を加えた額△758,360千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	1,295,888	7,002	5,990
地方債	5,802,793	2,060	51,521
社債	5,269,922	78,914	-
合 計	12,368,603	87,977	57,511

VIII. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による「退職金共済制度」を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付債務	3,425,167
勤務費用	207,611
利息費用	—
数理計算上の差異の発生額	△ 61,535
退職給付の支払額	△ 175,531
期末における退職給付債務	3,395,711

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における年金資産	1,528,190
特定退職金共済制度期待運用収益	9,933
数理計算上の差異の発生額	150
特定退職金共済制度への拠出金	87,698
退職給付の支払額	△ 93,556
期末における年金資産	1,532,416

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

退職給付債務	3,395,711
特定退職金共済制度	△ 1,532,416
未積立退職給付債務	1,863,295
未認識数理計算上の差異	△ 217,246
貸借対照表計上額純額	1,646,048
退職給付引当金	1,646,048

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	207,611
利息費用	—
特定退職金共済制度期待運用収益	△ 9,933
数理計算上の差異の費用処理額	71,498
小計	269,176
子会社出向職員にかかる子会社負担額	△ 11,587
合計	257,589

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	64.0 %
年金保険投資	27.0 %
現金及び預金	4.0 %
その他	5.0 %
合計	100.0 %

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.00 %
長期期待運用収益率 特定退職金共済制度期待運用収益率	0.65 %

2. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行なう特例年金等の業務に要する費用に充てるため、当事業年度において特例業務負担金32,809千円を拠出しています。

なお、令和4年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、333,562千円となっています。

Ⅸ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産		
貸倒引当金		160,983
賞与引当金		93,991
退職給付引当金		459,576
役員退職慰労引当金		12,239
資産除去債務		45,205
未払法人事業税及び未払特別法人事業税		16,684
未払法人事業所税		2,231
固定資産減損損失		12,935
業務外固定資産評価損		78,612
特例業務負担金引当金		93,130
その他有価証券評価差額金（評価損）		293,748
その他		40,076
繰延税金資産小計		1,309,415
評価性引当額		△ 287,806
繰延税金資産合計（A）		1,021,609
繰延税金負債		
有形固定資産（資産除去債務）		△3,915
繰延税金負債合計（B）		△3,915
繰延税金資産の純額（A）＋（B）		1,017,694

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率		27.92 %
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.93 %
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.15 %
	住民税均等割等	0.26 %
	評価性引当額の増減	0.30 %
	事業分量配当金	△ 5.56 %
	その他	△ 0.20 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率		18.50 %

X. 収益認識に関する注記

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」における「4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

XI. その他の注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当J Aが所有する建物の一部に有害物質が使用されていることから、その有害物質を除去する義務に関して、当該除去費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は14年～33年、割引率は1.277%～2.250%を採用しています。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
期首残高	160,458
時の経過による調整額	1,452
期末残高	161,911

2. 貸借対照表に計上していない資産除去債務

当J Aは、支店等の事業用資産に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該支店等の事業用資産は当J Aが事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行なわれたとしても除去費用見積額に金額的重要性はないことから当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
	令和4年6月23日総代会承認	令和5年6月27日総代会承認
当期末処分剰余金 (A)	1,812,856	1,397,499
任意積立金取崩額 (B)	8,952	12,865
(教育文化活動積立金取崩額)	(8,952)	(12,865)
剰余金処分数額 (C)	837,765	443,264
資本準備金	6,567	6,567
利益準備金	5,354,900	5,354,900
任意積立金	573,783	172,496
(事業基盤強化積立金)	(-)	(-)
(都市農業振興積立金)	(-)	(-)
(税効果積立調整積立金)	(73,783)	(72,496)
(教育文化活動積立金)	(-)	(-)
(特別積立金)	(500,000)	(100,000)
出資配当金	63,380	82,741
(出資配当率)	(3.00%)	(4.00%)
事業分量配当金	200,601	188,025
次期繰越剰余金 (A + B - C)	984,042	967,101

注1 事業分量配当金の基準は以下のとおりです。

(単位：千円)

事業区分		令和3年度		令和4年度	
		配当基準	配当金額	配当基準	配当金額
信用	貯 金	当座性貯金の平均残高に対し、年0.02%の割合です。ただし、決済用貯金は除きます。 定期性貯金の平均残高に対し、年0.07%の割合です。ただし、特別金利適用分は除きます。	165,088	当座性貯金の平均残高に対し、年0.02%の割合です。ただし、決済用貯金は除きます。 定期性貯金の平均残高に対し、年0.07%の割合です。ただし、特別金利適用分は除きます。	158,839
	貸 出	貸出金の受取利息に対し、年5.0%の割合です。ただし、貸出金利年1.10%未満は除きます。	35,512	貸出金の受取利息に対し、年5.0%の割合です。ただし、貸出金利年1.03%未満は除きます。	29,185
事業分量配当金合計			200,601		188,025

注2 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

(単位：千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
繰越額	41,000	19,000

部門別損益計算書

◇ 令和4年度

(単位：千円)

区 分	合計	信 用 業	共 済 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共通管 理費等
事業収益 ①	5,824,027	4,289,045	924,301	334,934	245,172	30,573	
事業費用 ②	914,028	511,001	25,798	252,173	80,893	44,161	
事業総利益(①－②) ③	4,909,999	3,778,043	898,503	82,760	164,279	△13,588	
事業管理費 ④	4,628,739	2,965,949	764,617	459,057	220,661	218,453	
(うち減価償却費 ⑤)	(318,755)	(223,861)	(38,587)	(28,651)	(16,464)	(11,190)	
(うち人件費 ⑤')	(3,281,586)	(1,976,509)	(494,214)	(247,930)	(366,190)	(196,740)	
※うち共通管理費 ⑥		686,069	143,533	76,732	54,540	35,883	△996,758
(うち減価償却費 ⑦)		(163,877)	(34,285)	(18,328)	(13,027)	(8,571)	(△238,090)
(うち人件費 ⑦')		(857,485)	(179,395)	(95,904)	(68,167)	(44,848)	(△1,245,801)
事業利益(③－④) ⑧	281,259	812,094	133,885	△376,296	△56,382	△232,042	
事業外収益 ⑨	387,709	304,293	60,118	12,189	7,129	3,977	
※うち共通分 ⑩		76,042	15,908	8,504	6,045	3,977	△110,478
事業外費用 ⑪	4,221	2,916	599	323	227	153	
※うち共通分 ⑫		2,866	599	320	227	149	△4,165
経常利益(⑧＋⑨－⑪) ⑬	664,747	1,113,471	193,404	△364,430	△49,480	△228,218	
特別利益 ⑭	-	-	-	-	-	-	
※うち共通分 ⑮		-	-	-	-	-	-
特別損失 ⑯	161,081	111,658	22,832	12,206	8,676	5,708	
※うち共通分 ⑰		109,137	22,832	12,206	8,676	5,708	△158,560
税引前当期利益 (⑬＋⑭－⑰) ⑱	503,665	1,001,813	170,571	△376,636	△58,156	△233,926	
営農指導事業分 配賦額 ⑲		167,351	34,831	19,322	12,421	△233,926	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑱－⑲) ⑳	503,665	834,462	135,740	△395,958	△70,578		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

- 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売の事業を指す。
「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給等の事業を指す。
- 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
 - 共通管理費等
(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業利益割)の平均値
 - 営農指導事業
同上(営農指導部門を除く)
- 配賦割合(上記2の配賦基準で算出した配賦の割合)

区 分	信 用 業	共 済 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共通管理費等	68.84%	14.40%	7.69%	5.47%	3.60%	100.00%
営農指導事業	71.54%	14.89%	8.26%	5.31%		100.00%

◇ 令和3年度

(単位：千円)

区 分		合 計	信 用 業	共 済 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共通管 理費等
事業収益	①	5,759,978	4,359,371	970,893	335,131	79,785	14,795	
事業費用	②	635,200	277,633	30,591	235,024	61,738	30,212	
事業総利益(①－②)	③	5,124,778	4,081,738	940,302	100,107	18,047	△15,417	
事業管理費	④	4,423,617	2,941,019	706,171	447,653	116,227	212,545	
(うち減価償却費	⑤)	(242,527)	(152,020)	(29,050)	(44,805)	(8,547)	(8,102)	
(うち人件費	⑤')	(3,177,932)	(2,000,719)	(605,129)	(310,789)	(84,819)	(176,475)	
※うち共通管理費	⑥		750,437	156,460	102,367	21,802	31,122	△1,062,189
(うち減価償却費	⑦)		(13,535)	(2,822)	(1,846)	(393)	(561)	△19,158
(うち人件費	⑦')		(525,053)	(109,469)	(71,622)	(15,254)	(21,775)	△743,174
事業利益(③－④)	⑧	701,160	1,140,719	234,130	△347,546	△98,180	△227,963	
事業外収益	⑨	366,670	285,026	56,499	16,929	5,720	2,494	
※うち共通分	⑩		60,144	12,539	8,204	1,747	2,494	△85,130
事業外費用	⑪	24,419	17,254	3,596	2,352	501	715	
※うち共通分	⑫		17,249	3,596	2,352	501	715	△24,414
経常利益(⑧＋⑨－⑪)	⑬	1,043,411	1,408,491	287,034	△332,969	△92,960	△226,184	
特別利益	⑭	-	-	-	-	-	-	
※うち共通分	⑮		-	-	-	-	-	-
特別損失	⑯	37,623	36,628	331	460	137	65	
※うち共通分	⑰		1,589	331	216	46	65	△2,250
税引前当期利益 (⑬＋⑭－⑯)	⑱	1,005,787	1,371,863	286,702	△333,430	△93,098	△226,250	
営農指導事業分 配賦額	⑲		165,253	34,480	22,398	4,117	△226,250	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑱－⑲)	⑳	1,005,787	1,206,610	252,222	△355,828	△97,215		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

- 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売・倉庫・加工・利用の事業を指す。
「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給等の事業を指す。

- 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

同上(営農指導部門を除く)

- 配賦割合(上記2の配賦基準で算出した配賦の割合)

区 分	信 用 業	共 済 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共通管理費等	70.66%	14.73%	9.63%	2.05%	2.93%	100.00%
営農指導事業	72.72%	15.24%	9.90%	2.14%		100.00%

会計監査人の監査

令和3年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

損益の状況

最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人)

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益(事業収益)	6,330	6,063	5,833	5,759	5,824
信用事業収益	4,513	4,310	4,171	4,359	4,289
共済事業収益	1,079	1,043	989	970	924
購買事業収益	422	343	419	241	274
販売事業収益	150	191	166	168	152
その他事業収益	166	173	87	19	183
経常利益	1,184	1,227	1,192	1,043	664
当期剰余金	985	1,026	989	819	374
出資金	2,245	2,224	2,198	2,159	2,112
(出資口数)	(2,245,362)	(2,224,816)	(2,198,298)	(2,159,542)	(2,112,632)
純資産額	35,949	36,426	36,829	36,865	35,082
総資産額	547,674	553,302	551,140	550,970	550,997
貯金等残高	507,128	512,453	509,957	509,512	511,227
貸出金残高	149,140	145,594	149,650	155,464	157,651
有価証券残高	5,438	30,571	32,370	39,669	39,149
剰余金配当金額	321	317	272	263	270
出資配当額	66	65	64	63	82
事業利用分量配当額	255	251	207	200	188
職員数	368	375	378	378	372
単体自己資本比率	17.24%	16.86%	17.08%	16.83%	16.52%

- 注 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取扱は行っておりません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

利益総括表

(単位：千円)

項 目	令和3年度	令和4年度	増 減
資金運用収益	3,945,108	4,107,128	162,020
役務取引等収益	80,923	76,466	△4,457
その他事業直接収益	87,977	1,505	△86,472
その他経常収益	245,362	103,944	△141,418
計	4,359,371	4,289,045	△70,326
資金調達費用	44,209	39,641	△4,568
役務取引等費用	15,722	16,184	462
その他事業直接費用	57,511	374,752	317,241
その他経常費用	160,189	80,423	△79,766
計	277,633	511,001	233,368
資金運用収支	3,900,899	4,067,487	166,588
役務取引等収支	65,200	60,282	△4,918
その他信用事業収支	115,639	△349,726	△465,365
信用事業粗利益	3,996,565	3,754,522	△242,043
(信用事業粗利益率)	0.78%	0.71%	△0.07%
事業粗利益	5,321,823	5,223,162	△98,661
(事業粗利益率)	0.97%	0.94%	△0.03%
事業純益	898,206	594,423	△303,783
実質事業純益	907,696	594,423	△313,273
コア事業純益	877,230	967,670	90,440
コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)	877,230	967,670	90,440

注：・信用事業粗利益＝信用事業収益（その他経常収益を除く。）－信用事業費用（その他経常費用を除く。）＋金銭の信託運用見合費用

・信用事業粗利益率＝信用事業粗利益÷信用事業資産平均残高×100

・事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益＋信用事業に係るその他経常費用＋信用事業以外に係るその他の費用＋事業外収益の受取配资当金＋金銭の信託運用見合費用

・事業粗利益率の計算式を「事業総利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100」から「事業粗利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100」に変更しています。

・事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額（全事業合計。全事業合計で一般貸倒引当金戻入益となる場合「0」として計算しています。）

・実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額（全事業合計。全事業合計で一般貸倒引当金戻入益となる場合は「0」として計算しています。）

・コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益

・コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）＝コア事業純益－投資信託解約損益

資金運用収支の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	521,353	3,975	0.76%	521,262	4,108	0.79%
うち預金	337,953	2,130	0.63%	324,512	2,255	0.70%
うち有価証券	32,568	170	0.51%	42,184	276	0.66%
うち貸出金	150,832	1,643	1.09%	154,564	1,575	1.02%
資金調達勘定	510,059	44	0.00%	509,479	39	0.01%
うち貯金・定期積金	510,059	44	0.00%	509,479	39	0.01%
うち譲渡性貯金	－	－	－	－	－	－
うち借入金	－	－	－	－	－	－
総資金利ざや			0.18%			0.20%

- 注 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回り＋経費率)
 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、東京都信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和3年度増減額	令和4年度増減額
受取利息	△20	162
うち貸出金	△72	△68
うち商品有価証券	－	－
うち有価証券	9	105
うちコールローン	－	－
うち買入手形	－	－
うち預金	43	124
支払利息	△27	△4
うち貯金・定期積金	△27	△4
うち譲渡性貯金	－	－
うち借入金	－	－
差し引き	7	166

- 注 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の預金には、東京都信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

信用事業

貯金

1 科目別・貯金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
流動性貯金	222,821 (43.6%)	231,731 (45.4%)	8,909
定期性貯金	286,254 (56.1%)	276,890 (54.3%)	△9,363
その他の貯金	985 (0.1%)	857 (0.1%)	△127
計	510,061 (100.0%)	509,479 (100.0%)	△582
譲渡性貯金	- (0.0%)	- (0.0%)	-
合 計	510,601 (100.0%)	509,479 (100.0%)	△582

注 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比

2 定期貯金残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
定期貯金	275,648 (100.0%)	271,819 (100.0%)	△3,829
うち固定金利定期	275,647 (99.9%)	271,817 (99.9%)	△3,829
うち変動金利定期	1 (0.0%)	1 (0.0%)	-

注 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比

3 財形貯蓄残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
財形貯蓄残高	9	6	△3

貸出金

1 科目別・貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
手形貸付金	- (0.0%)	- (0.0%)	-
証書貸付金	150,769 (99.9%)	154,509 (99.9%)	3,739
当座貸越	100 (0.0%)	90 (0.0%)	△9
制度資金貸付金	- (0.0%)	- (0.0%)	-
金融機関貸付金	- (0.0%)	- (0.0%)	-
割引手形	- (0.0%)	- (0.0%)	-
合 計	150,869 (100.0%)	154,600 (100.0%)	3,730

() 内は構成比

2 業種別の貸出金残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
農業	1,157 (0.7%)	1,488 (0.9%)	330
林業	- (0.0%)	- (0.0%)	-
水産業	- (0.0%)	- (0.0%)	-
製造業	428 (0.2%)	391 (0.2%)	△36
鉱業	6 (0.0%)	3 (0.0%)	△3
建設・不動産業	94,362 (60.6%)	93,884 (59.5%)	△478
電気・ガス・熱供給水道業	68 (0.0%)	64 (0.0%)	△3
運輸・通信業	600 (0.3%)	561 (0.3%)	△38
金融・保険業	436 (0.2%)	463 (0.2%)	26
卸売・小売業・サービス業・飲食業	8,457 (5.3%)	8,090 (5.0%)	△367
地方公共団体	- (0.0%)	- (0.0%)	-
非営利法人	- (0.0%)	- (0.0%)	-
その他	49,944 (32.1%)	52,703 (33.4%)	2,759
合 計	155,464 (100.0%)	157,651 (100.0%)	2,187

() 内は構成比

3 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
貯金・定期積金等	3,128	2,925	△202
有価証券	-	-	-
動 産	-	-	-
不動産	143,949	147,008	3,059
その他担保物	-	-	-
小 計	147,077	149,934	2,856
農業信用基金協会保証	395	379	△16
その他保証	515	469	△45
小 計	911	849	△62
信 用	7,474	6,867	△607
合 計	155,464	157,651	2,187

4 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
固定金利貸出	64,127 (41.2%)	56,862 (36.0%)	△7,263
変動金利貸出	91,336 (58.7%)	100,788 (63.9%)	9,452
合 計	155,464 (100.0%)	157,651 (100.0%)	2,187

() 内は構成比

5 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
運転資金	14,014 (9.0%)	941 (0.5%)	△13,073
設備資金	114,414 (73.5%)	127,730 (80.9%)	13,314
生活資金	26,935 (17.2%)	24,712 (15.6%)	△2,221
その他	98 (0.0%)	4,265 (2.7%)	4,167
合 計	155,464 (100.0%)	157,651 (100.0%)	2,187

() 内は構成比

6 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
貯金・定期積金等	－	－	－
有価証券	－	－	－
動産	－	－	－
不動産	－	－	－
その他担保物	－	－	－
計	－	－	－
信用	－	－	－
合 計	－	－	－

7 主要な農業関係の貸出金残高

① 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
農業	－	－	－
穀作	－	－	－
野菜・園芸	21	45	24
果樹・樹園農業	－	－	－
工芸作物	－	－	－
養豚・肉牛・酪農	－	－	－
養鶏・養卵	－	－	－
養蚕	－	－	－
その他農業	265	308	43
農業関連団体等	－	－	－
合 計	287	353	66

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、ＪＡや全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

② 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
プロパー資金	285	353	68
農業制度資金	1	－	△1
農業近代化資金	1	－	△1
その他制度資金	－	－	－
合 計	287	353	66

- (注) 1. プロパー資金とは、当ＪＡ原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的又は間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでＪＡが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーＳ資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
日本政策金融公庫資金	－	－	－
その他	－	－	－
合 計	－	－	－

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

8 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年度	1,071	522	－	549	1,071
	令和3年度	1,093	514	－	578	1,093
危険債権	令和4年度	839	833	6	－	839
	令和3年度	913	913	－	－	913
要管理債権	令和4年度	－	－	－	－	－
	令和3年度	－	－	－	－	－
三月以上延滞債権	令和4年度	－	－	－	－	－
	令和3年度	－	－	－	－	－
貸出条件緩和債権	令和4年度	－	－	－	－	－
	令和3年度	－	－	－	－	－
小 計	令和4年度	1,911	1,355	6	549	1,911
	令和3年度	2,006	1,428	－	578	2,006
正常債権	令和4年度	155,791				
	令和3年度	153,511				
合 計	令和4年度	157,703				
	令和3年度	155,518				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

9 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度					令和4年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	469	478	-	469	478	478	401	-	478	401
個別貸倒引当金	600	578	-	600	578	578	549	-	578	549
合 計	1,069	1,057	-	1,069	1,057	1,057	951	-	1,057	951

10 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
貸出金償却額	-	-

11 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

為替

1 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		令和3年度		令和4年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	39	156	53	209
	金額	54,471	74,443	60,202	108,370
代金取立為替	件数	0	0	0	0
	金額	17	18	8	0
雑為替	件数	3	2	4	3
	金額	15,886	15,847	19,764	19,744
合 計	件数	42	158	57	213
	金額	70,374	90,309	79,975	128,114

2 外国為替取扱実績

該当する取引はありません。

3 外貨建資産残高

該当する取引はありません。

証券・窓販

1 公共債窓販実績

該当する取引はありません。

2 公共債ディーリング実績

該当する取引はありません。

有価証券等

1 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
国債	10,461	20,001	9,540
地方債	2,924	976	△ 1,948
政府保証債	500	500	－
社債	18,683	20,707	2,024
合 計	32,568	42,184	9,616

2 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

3 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定 めのない もの	合計
令和3年度								
国債	－	－	－	－	－	19,300	－	19,300
地方債	－	－	－	－	－	1,100	－	1,100
政府保証債	－	－	－	－	－	500	－	500
金融債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	－	－	1,000	100	3,100	15,800	－	20,000
株式	－	－	－	－	－	－	－	－
その他証券	－	－	－	－	－	－	－	－
令和4年度								
国債	－	－	－	－	－	20,800	－	20,800
地方債	－	－	－	－	－	900	－	900
政府保証債	－	－	－	－	－	500	－	500
金融債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	－	－	300	700	4,200	16,000	－	21,200
株式	－	－	－	－	－	－	－	－
その他証券	－	－	－	－	－	－	－	－

4 有価証券の時価情報等

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額
貸借対照表 計上額が取得 原価又は償 却原価を越 えるもの	国債	1,025	1,002	23	-	-	-
	地方債	200	200	0	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	社債	2,151	2,099	51	-	-	-
	小計	3,378	3,302	75	-	-	-
貸借対照表 計上額が取得 原価又は償 却原価を越 えないもの	国債	17,543	18,048	△ 505	19,154	20,534	△ 1,380
	地方債	851	900	△ 48	801	900	△ 98
	短期社債	494	500	△ 5	470	500	△ 29
	社債	17,402	17,970	△ 567	18,724	20,836	△ 2,112
	小計	36,291	37,419	△ 1,127	39,149	42,770	△ 3,620
合 計		39,669	40,721	△ 1,052	39,149	42,770	△ 3,620

(※1)なお、上記(令和3年度)の差額に繰延税金資産293,748千円を加えた額△758,360千円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(※2)なお、上記(令和4年度)の差額に繰延税金資産1,010,956千円を加えた額△2,609,948千円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

5 金銭の信託の時価情報

①運用目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

②満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

③その他の金銭の信託

該当する取引はありません。

6 デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

共済事業

1 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種 類		令和3年度		令和4年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命系	終身共済	1,632	82,179	2,407	81,002
	定期生命共済	68	1,326	149	1,467
	養老生命共済	994	30,213	506	27,504
	(うちこども共済)	494	14,170	284	13,601
	医療共済	108	6,340	78	6,027
	がん共済	－	280	－	273
	定期医療共済	－	701	－	670
	介護共済	89	1,288	73	1,356
	年金共済	－	959	－	937
建物更生共済		59,593	623,636	44,380	626,663
合 計		62,486	746,926	47,596	745,903

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

2 医療系共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類		令和3年度		令和4年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済 ※上段：入院共済金額・下段：治療共済金額		－	34	0	33
		68	69	41	111
がん共済		0	7	0	7
定期医療共済		－	1	－	1
合 計 ※上段：入院共済金額・下段：治療共済金額		0	44	0	42
		68	69	41	111

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

3 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類		令和3年度		令和4年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済		129	2,414	110	2,464
認知症共済		－	－	239	238
生活障害共済(一時金型)		14	101	28	132
生活障害共済(定期年金型)		2	46	5	51
特定重度疾病共済		57	215	61	267

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

4 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	324	5,784	338	5,803
年金開始後	－	1,528	－	1,665
合 計	324	7,313	338	7,469

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

5 短期共済新契約高

(単位：件、百万円)

種 類	令和3年度			令和4年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	3,380	67,773	49	3,338	68,147	51
自動車共済	5,464		313	5,354		305
傷害共済	856	5,046	0	2,791	14,467	0
定額定期生命共済	4	14	0	3	12	0
賠償責任共済	794		1	779		2
自賠責共済	739		13	779		13
その他	－	－	－	－	－	－
合 計	11,237		378	13,044		373

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

経済事業

1 購買事業

(単位：千円)

種 類	令和3年度	令和4年度
	供給高	供給高
生産資材		
肥料	49,099	61,050
農薬	27,958	30,199
飼料	236	226
農業機械	23,453	38,020
燃料	153	111
包装資材	11,077	11,696
保温資材	21,062	20,395
その他生産資材	126,852	79,793
小 計	259,894	241,494
生活物資		
食品	110,031	112,281
生鮮食品	31,862	28,612
一般食品	78,168	83,669
衣料品	1,078	979
耐久消費財	1,329	1,182
日用雑貨用品	5,868	8,281
小 計	118,307	122,725
合 計	378,202	364,220

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

2 販売事業

①受託販売

(単位：千円)

種 類	令和3年度	令和4年度
	取扱高	取扱高
野菜	130,696	116,962
市場出荷	36,163	39,242
果実	16,186	14,282
キノコ	4,845	421
花き・花木	67,632	59,409
種苗	29,707	28,212
加工・工芸品	26,737	28,715
その他	69,195	75,763
合 計	381,165	363,009

(注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

②買取販売

(単位：千円)

種 類	令和3年度	令和4年度
	販売高	販売高
米	69,257	64,537
麦・豆類・雑穀	411	89
野菜（仕入）	40,681	40,425
果実（仕入）	2,470	2,518
その他	13,939	8,475
合 計	126,760	116,046

(注) 販売高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

その他の事業

1 加工事業

該当する取引はありません。

2 高齢者福祉事業

該当する取引はありません。

3 宅地等供給事業

(単位：千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
収益		
受託手数料	1,817	152,604
合 計	1,817	152,604
費用		
受託雑費用	40	2,409
合 計	40	2,409
差 引 利 益	1,777	150,195

取扱件数：20件

土地売買：17件

建設管理：3件

4 指導事業

(単位：千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
収入		
指導補助金	73	85
健康管理収入	50	-
指導雑収入	14,671	30,487
合 計	14,795	30,573
支出		
営農改善費	7,265	15,064
生活文化事業費	12,179	12,174
教育情報費	5,082	7,869
健康管理費	2,998	2,854
指導雑費	2,686	6,199
合 計	30,212	44,161
収 支 差 額	△15,417	△13,588

5 利用事業

該当する取引はありません。

6 旅行事業

該当する取引はありません。

経営諸指標

1 その他の諸指標

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
◆信用事業関係		
一職員当り貯金残高	4,918	5,993
一店舗当り貯金残高	33,967	36,516
一職員当り貸出金残高	2,205	1,883
一店舗当り貸出金残高	10,364	11,260
◆共済事業関係		
一職員当り長期共済保有高	12,066	10,810
一店舗当り長期共済保有高	49,795	53,278
◆経済事業関係		
一職員当り購買品取扱高	26	25
一職員当り販売品販売高	34	22
一店舗当り購買品取扱高	63	60

注：一職員当り・一店舗当りの計数については、当該事業に従事している職員数・当該事業を行っている店舗数をもとに算定しています。

2 利益率

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
総資産経常利益率	0.18%	0.12%	-0.06%
資本経常利益率	2.83%	1.84%	-0.99%
総資産当期純利益率	0.14%	0.06%	-0.08%
資本当期純利益率	2.22%	1.04%	-1.18%

- 注 1. 総資産経常利益率＝経常利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益÷純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）÷純資産勘定平均残高×100

3 貯貸率・貯証率

種 類		令和3年度	令和4年度	増 減
貯貸率	期末	30.5%	30.8%	0.3%
	期中平均	29.5%	30.3%	0.8%
貯証率	期末	7.7%	7.6%	-0.1%
	期中平均	6.3%	8.2%	1.9%

自己資本の充実の状況

1 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
<コア資本に係る基礎項目>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	37,359	37,421
うち、出資金及び資本準備金の額	2,166	2,119
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	35,499	35,610
うち、外部流出予定額(△)	263	270
うち、上記以外に該当するものの額	△41	△36
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	478	401
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	478	401
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の4.5パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	37,838	37,823
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	13	10
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	13	10
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	13	10
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	37,825	37,812

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	215,183	219,314
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	9,506	9,558
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	224,690	228,873
<自己資本比率>		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	16.83%	16.52%

注 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,380	0	0	1,276	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	19,069	0	0	20,553	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	1,101	0	0	900	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	4,766	426	17	4,762	426	17
地方三公社向け	4,350	870	34	4,008	801	32
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	325,696	65,139	2,605	323,226	64,645	2,585
法人等向け	15,258	7,894	315	15,592	7,944	317
中小企業等向け及び個人向け	1,527	450	18	1,348	412	16
抵当権付住宅ローン	82,480	28,497	1,139	81,741	28,280	1,131
不動産取得等事業向け	36,611	35,586	1,423	41,822	40,853	1,634
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	29	5	0	36	7	0
信用保証協会等保証付	14,735	1,467	58	14,540	1,448	57
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	597	597	23	597	597	23
（うち出資等のエクスポージャー）	597	597	23	597	597	23
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	45,232	74,247	2,969	44,312	73,897	2,955
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	1,407	3,519	140	1,407	3,519	140
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資金調達手段に係るエクスポージャー）	18,223	45,557	1,822	18,360	45,900	1,836
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	793	1,984	79	972	2,431	97
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	24,807	23,186	927	23,572	22,046	881

(単位：百万円)

証券化	-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
（うち非STC適用分）	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
（うちルックスルー方式）	-	-	-	-	-	-
（うちマンドート方式）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	552,837	215,183	8,607	554,719	219,314	8,772
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	552,837	215,183	8,607	554,719	219,314	8,772
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	
	9,506		380		9,558	
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%		リスク・アセット(分母)合計 a	
	224,690		8,987		228,873	
					9,154	

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び
三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和3年度				令和4年度			
		信用リス クに関す るエク スポー ジャーの 残高	うち貸出 金等	うち債券	三月以上 延滞エク スポー ジャー	信用リス クに関す るエク スポー ジャーの 残高	うち貸出 金等	うち債券	三月以上 延滞エク スポー ジャー
国 内		552,837	155,518	40,782	-	554,719	157,703	42,843	-
国 外		-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		552,837	155,518	40,782	-	554,719	157,703	42,843	-
法 人	農業	1	1	-	-	59,319	59,319	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	9	9	-	-	10	10	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	10,066	7,563	2,502	-	10,421	8,820	1,601	-
	電気・ガス・熱供 給・水道業	3,818	-	3,818	-	3,916	-	3,916	-
	運輸・通信業	7,580	13	7,567	-	9,433	12	9,420	-
	金融・保険業	328,148	113	2,308	-	324,979	108	2,108	-
	卸売・小売・飲食・ サービス業	9,069	5,356	3,713	-	8,816	5,179	3,637	-
	日本国政府・地方公 共団体	23,319	3,149	20,170	-	24,261	2,806	21,454	-
	上記以外	1,116	363	703	-	2,468	1,715	703	-
	個 人	138,897	138,897	-	-	138,947	138,947	-	-
業種別残高計		552,837	155,518	40,782	-	554,719	157,703	42,843	-
1年以下		328,441	2,744	-		313,165	2,039	-	
1年超3年以下		4,115	4,115	-		15,634	4,034	-	
3年超5年以下		6,598	5,596	1,001		4,067	3,766	300	
5年超7年以下		6,874	6,774	100		10,345	9,645	700	
7年超10年以下		16,250	10,339	5,910		14,241	9,729	4,512	
10年超		159,572	125,802	33,770		165,690	128,360	37,329	
期限の定めのないもの		30,985	146	-		31,574	126	-	
残存期間別残高計		552,837	155,518	40,782		554,719	157,703	42,843	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区 分	令和3年度					令和4年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額 目的使用	期中減少額 その他	期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額 目的使用	期中減少額 その他	期末 残高
一般貸倒引当金	469	478	-	469	478	478	401	-	478	401
個別貸倒引当金	600	578	-	600	578	578	549	-	578	549

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度						令和4年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国内	600	578	-	600	578		578	549	-	578	549	
国外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
地域別計	600	578	-	600	578		578	549	-	578	549	
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	600	578	-	600	578	-	578	549	-	578	549	-
業種別計	600	578	-	600	578	-	578	549	-	578	549	-

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和3年度			令和4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	-	26,531	26,531	-	27,335	27,335
	リスク・ウェイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	18,936	18,936	-	18,743	18,743
	リスク・ウェイト20%	1,600	300,148	331,749	1,600	327,333	328,934
	リスク・ウェイト35%	-	81,422	81,422	-	80,802	80,802
	リスク・ウェイト50%	11,335	4	11,340	11,915	2	11,918
	リスク・ウェイト75%	-	581	581	-	532	532
	リスク・ウェイト100%	300	61,552	61,852	-	65,712	65,712
	リスク・ウェイト150%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト250%	-	20,424	20,424	-	20,740	20,740
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト1250%		-	-	-	-	-	-
計		13,237	539,600	552,837	13,516	541,203	554,719

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行なっています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	500	-	500
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品 取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	0	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	2	74	6	65
抵当権住宅ローン	0	-	0	-
不動産取得等事業向け	0	-	0	-
三月以上延滞等	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	0	0	4	0
合 計	3	576	12	566

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」は、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したいもの（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社株式と③系統及び系統外出資は取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を計上、または取得原価から毀損の状況に応じて直接償却を実施しています。

②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額を「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	18,820	18,820	18,958	18,958
合計	18,820	18,820	18,958	18,958

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和3年度			令和4年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

9 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備等により厳正な管理に努めています。
- ・ リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・ 金利リスク計測の頻度
四半期に1回（3・6・9・12月末を基準とする）IRRBBを計測しています。
- ・ ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・ 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・ 複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・ 内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVEの前事業年度末からの変動は、保有有価証券、貸出金等の残存期間の変化が少なく、大きな変動はありませんでした。
- ・ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		Δ EVE		Δ NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	5,491	5,349	369	380
2	下方パラレルシフト	－	－	6	10
3	スティープ化	5,163	5,152		
4	フラット化	－	－		
5	短期金利上昇	70	－		
6	短期金利低下	－	73		
7	最大値	5,491	5,349	369	380
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	37,825		37,812	

- (注)
1. 「 Δ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
 2. 「 Δ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
 3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
 5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

役員等の報酬体系

1 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：千円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	125,028	9,809

（注1） 対象役員は、理事28名、監事6名です。（期中に退任した者を含む。）

（注2） 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

なお、報酬等支払額のうち、職員兼務理事（理事部長）の職員分給とは含まれていません。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額にて算定し、総代会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退任慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員及び当JAの主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

（注1） 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

（注2） 「主要な連結子法人等」とは、当JAの連結子法人等のうち、当JAの連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

（注3） 「同等額」は、令和4年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

（注4） 令和4年度において当JAの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

3 その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

当組合の組織

1 組合員数

(単位：人、団体)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
正組合員数	2,567	2,497	△70
個人	2,566	2,496	△70
法人	1	1	-
准組合員数	25,605	24,819	△786
個人	25,604	24,818	△786
法人	1	1	-
合 計	28,172	27,316	△856

2 組合員組織の状況

(令和5年3月31日 現在)

組 織 名	構成員数	組 織 名	構成員数
J A 東京あおば青壮年組織協議会	256 人	J A 東京あおば園芸組織協議会	43 人
J A 東京あおば板橋地区青壮年部	55 人	J A 東京あおば板橋地区園芸部会	22 人
J A 東京あおば練馬地区青壮年部	83 人	J A 東京あおば練馬地区花卉園芸部会	9 人
J A 東京あおば石神井地区青壮年部	35 人	J A 東京あおば大泉地区花卉園芸部会	12 人
J A 東京あおば大泉地区青壮年部	83 人	J A 東京あおば農業振興研究会	-
J A 東京あおば女性組織協議会	296 人	J A 東京あおば練馬地区農地を守る会	52 人
J A 東京あおば板橋地区女性部	103 人	J A 東京あおばふれあいの里部会	99 人
J A 東京あおば練馬地区女性部	95 人	都市農政推進協議会	-
J A 東京あおば石神井地区女性部	47 人	板橋区都市農政推進協議会	-
J A 東京あおば大泉地区女性部	51 人	練馬区都市農政推進協議会	-
J A 東京あおば野菜組織協議会	251 人	J A 東京あおば資産管理部会	-
J A 東京あおば板橋地区野菜部会	25 人	J A 東京あおば資産管理部会 本部	12 人
J A 東京あおば練馬地区野菜生産出荷組合	45 人	J A 東京あおば板橋地区資産管理部会	135 人
J A 東京あおば石神井地区蔬菜部会	35 人	J A 東京あおば練馬地区資産管理部会	322 人
J A 東京あおば石神井地区うど出荷部会	12 人	J A 東京あおば石神井地区資産管理部会	209 人
J A 東京あおば石神井直売部会	57 人	J A 東京あおば大泉地区資産管理部会	189 人
J A 東京あおば大泉新鮮直売組合	77 人	J A 東京あおば年金友の会	-
J A 東京あおば野菜流通協議会	45 人	J A 東京あおば板橋地区年金友の会	568 人
J A 東京あおば果樹組織協議会	125 人	J A 東京あおば練馬地区年金友の会	593 人
J A 東京あおば板橋地区果樹部会	15 人	J A 東京あおば石神井地区年金友の会	451 人
J A 東京あおば練馬地区果樹園芸部会	20 人	J A 東京あおば大泉地区年金友の会	388 人
J A 東京あおば大泉地区果樹部会	34 人		
J A 東京あおば城北ぶどう研究会	22 人		
J A 東京あおばブルーベリー研究会	34 人		

当 J A の組合員組織を記載しています。

3 役員一覧

(令和5年4月1日 現在)

役職名	氏 名	常勤・非常勤の別	役職名	氏 名	常勤・非常勤の別
代表理事組合長	久保 秀一	常勤	理事	小山 貴代	非常勤
代表理事副組合長	相原 和彦	常勤	理事	高田 実	非常勤
代表理事専務	鈴木 裕	常勤	理事	高橋 八重子	非常勤
常務理事	新堀 桂三	常勤	理事	富岡 誠一	非常勤
常務理事	鈴木 正明	常勤	理事	増島 誠一	非常勤
理事本部長	古川 栄	常勤	理事	宮本 正裕	非常勤
理事	浅井 由久	非常勤	理事	本橋 勇	非常勤
理事	井口 一宏	非常勤	理事	山口 幸治	非常勤
理事	石手 啓夫	非常勤	理事	山口 卓	非常勤
理事	大山 暁司	非常勤	理事	吉田 和生	非常勤
理事	小川 和徳	非常勤	理事	吉野 美智代	非常勤
理事	加藤 晴久	非常勤	代表監事	関口 繁夫	非常勤
理事	神田 靖仁	非常勤	常勤監事	高橋 隆	常勤
理事	木下 正	非常勤	監事	内田 忠男	非常勤
理事	木村 隆昭	非常勤	監事	宇多川 俊明	非常勤
理事	木村 博之	非常勤	監事	田中 好雄	非常勤
理事	小原 孝之	非常勤	監事	戸部 秀明	非常勤

4 職員

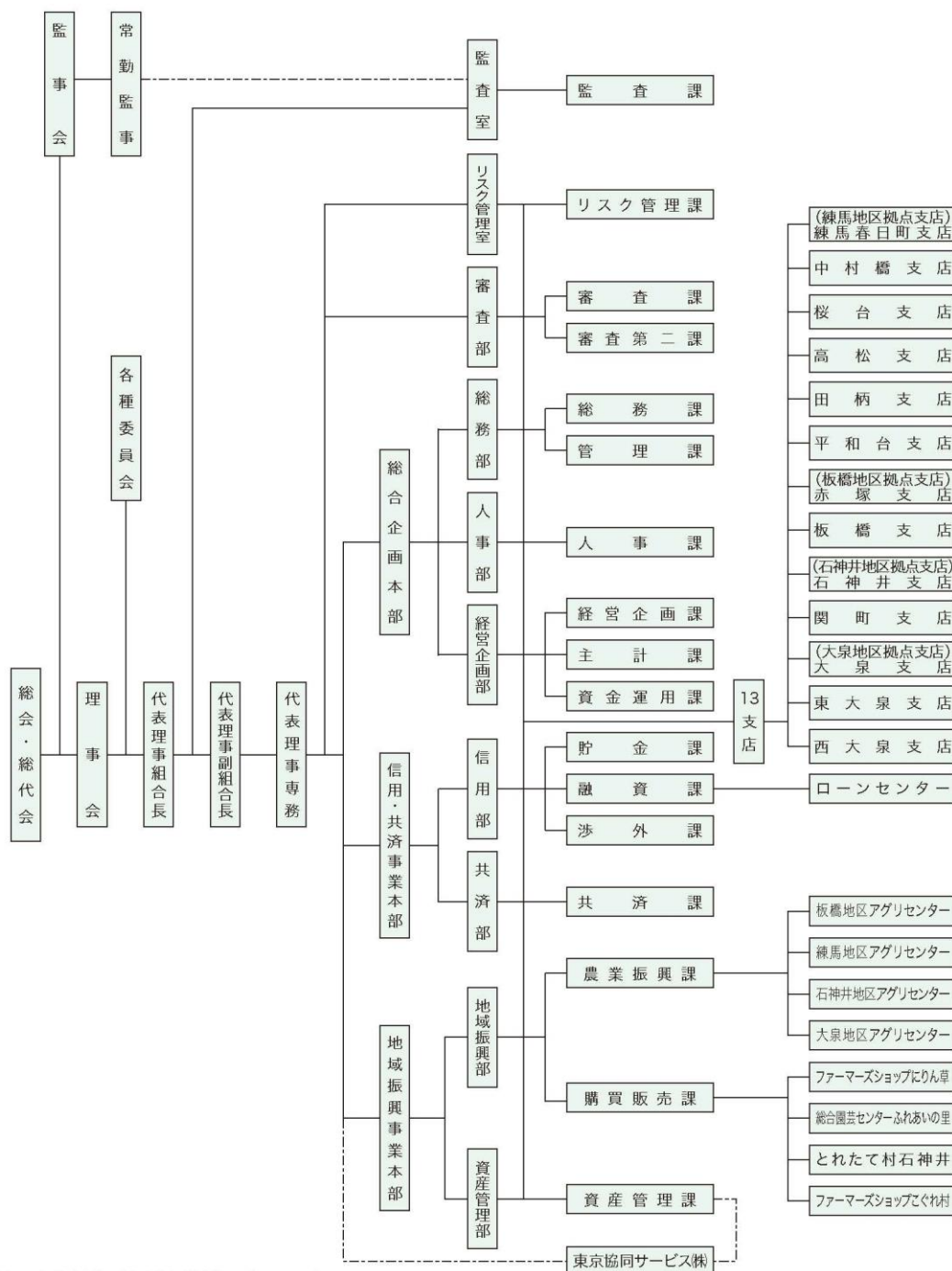
(単位：人)

項 目	令和3年度			令和4年度		
	男性	女性	計	男性	女性	計
参事	-	-	-	-	-	-
会計主任	-	-	-	-	-	-
一般職員	178	175	353	175	172	347
営農指導員	16	4	20	16	4	20
生活指導員	-	5	5	-	5	5
合 計	194	184	378	191	181	372

※備考：期末職員数には期末退職者は含みません。

5 組織機構図

(令和5年4月1日 現在)



(注1) 機構図は、令和5年4月1日現在のものです。
 (注2) 令和5年4月より共済部推進課を共済課へ統合しました。

6 地区一覧

(令和5年4月1日 現在)

板橋区・北区・豊島区・練馬区

7 沿革・歩み

平成 9年 4月 1日	J A板橋、J A練馬、J A石神井、J A大泉の4 J Aの合併により J A東京あおばを設立
平成10年 6月30日	高齢化社会に向け、助け合い組織「あおば共生の会」設立
平成11年 9月16日	高齢者福祉事業の一環としてミニデイサービス開始
平成12年 3月11日	総合園芸センター「ふれあいの里」オープン
平成12年10月21日	「石神井ファーマーズセンター」オープン
平成16年 4月 1日	ファーマーズショップ「にりん草」オープン
平成19年 6月27日	葬祭事業の実施を総代会において議決
平成21年 4月 1日	総合相談室 業務開始
平成23年10月17日	練馬春日町支店・練馬地区振興センター（現・練馬地区アグリセンター） 新築移転オープン
平成25年12月19日	石神井支店・石神井地区振興センター（現・石神井地区アグリセンター） 「とれたて村石神井」グランドオープン （「石神井ファーマーズセンター」廃止）
平成26年 4月 1日	総合相談室を廃し、信用部くらしの相談課を新設
平成26年 6月16日	赤塚支店・板橋地区振興センター（現・板橋地区アグリセンター）新築移転オープン
平成27年 4月 6日	東大泉支店新築移転オープン
平成30年 1月11日	ファーマーズショップ「にりん草」仮設店舗営業開始
平成31年 4月19日	ファーマーズショップ「にりん草」リニューアルオープン
令和3年 7月31日	旅行センター閉店
令和3年 8月28日	豊玉支店を中村橋支店に統合（旧豊玉支店を仮店舗として営業）
令和3年 9月30日	セレモニーセンター閉店
令和4年 3月31日	信用部くらしの相談課を廃止
令和4年 4月 1日	地域振興事業本部に資産管理部を新設
令和5年 1月16日	関町支店新築移転オープン
令和5年 1月28日	富士見台支店を石神井支店に統合

8 店舗一覧

(令和5年3月31日 現在)

店 舗 名	郵便番号	住 所	電話番号	A T M 設置台数
本店	179-0075	練馬区高松5-23-27	03-5372-1311	1
練馬春日町支店	179-0074	練馬区春日町1-17-34	03-3999-1451	1
資産管理部			03-5848-3291	
中村橋支店	176-0023	練馬区豊玉北4-7-6	03-3999-1611	1
桜台支店	176-0002	練馬区桜台3-35-17	03-3992-6188	1
高松支店	179-0075	練馬区高松6-34-1	03-3997-5231	1
田柄支店	179-0073	練馬区田柄2-20-10	03-3939-0021	1
平和台支店	179-0083	練馬区平和台3-25-20	03-3937-0881	1
板橋支店	174-0076	板橋区上板橋2-18-14	03-3932-1131	1
赤塚支店	175-0084	板橋区四葉2-8-3	03-3930-0115	1
石神井支店	177-0041	練馬区石神井町5-11-7	03-3995-4121	1
共済部			03-5372-1315	
地域振興部			03-5910-3066	
関町支店	177-0051	練馬区関町北4-11-3	03-3920-4128	1
大泉支店	178-0061	練馬区大泉学園町2-12-17	03-3925-3111	1
東大泉支店	178-0063	練馬区東大泉1-28-1 リズモ大泉学園	03-3925-3211	1
西大泉支店	178-0065	練馬区西大泉4-9-1	03-3978-1711	1
練馬地区アグリセンター	179-0074	練馬区春日町1-17-34	03-3999-7851	0
総合園芸センターふれあいの里 (農産物直売所)	176-0002	練馬区桜台3-35-18	03-3991-8711	0
板橋地区アグリセンター	175-0084	板橋区四葉2-8-3	03-3930-0186	0
ファーマーズショップにりん草 (農産物直売所)	175-0082	板橋区高島平3-12-21	03-3975-2189	0
石神井地区アグリセンター	177-0041	練馬区石神井町5-11-7	03-3995-4955	0
とれたて村石神井 (農産物直売所)			03-3995-3132	
大泉地区アグリセンター	178-0061	練馬区大泉学園町2-12-17	03-3925-3112	0
ファーマーズショップ こぐれ村(農産物直売所)			03-3925-3113	

店舗外A T M設置台数 4 台

9 特定信用事業代理業者の状況

(令和5年3月31日 現在)

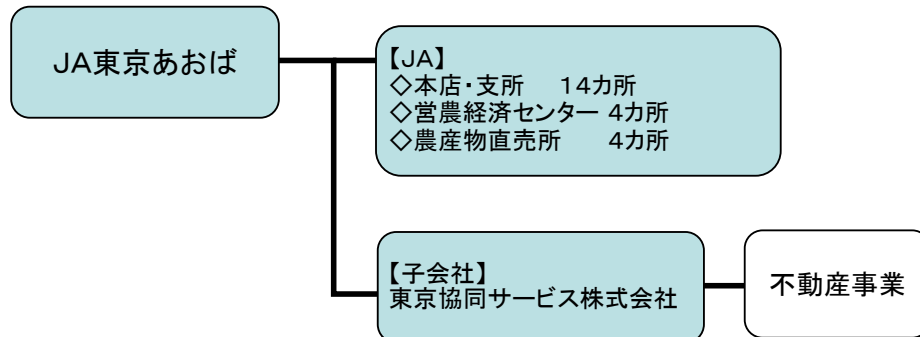
該当する取引はありません。

連結情報

□ グループの概況

○グループの事業系統図

J A東京あおばのグループは、当 J A、子会社 1 社で構成されています。
このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は 1 社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社と、相違はありません。



○子会社等の状況

(単位：百万円、%)

名 称	主たる営業所 又は 事務所の所在地	事業の内容	設立年月日	資本金又は出資金	当 J A の 議決権比率	他の子会社 等の議決権 比率
東京協同 サービス 株式会社	東京都練馬区早宮 2-17-50 平和台 S T ビルⅡ 3階	不動産管理 賃貸業務 不動産売買 仲介業務	昭和62年10月1日	50	100	0

○連結事業概況（令和 4 年度）

◇連結事業の概況

① 事業の概況

令和 4 年度の当 J A の連結決算は、子会社を連結しております。
連結決算の内容は、連結経常収益6,534百万円、連結当期剰余金560百万円、連結純資産
37,075百万円、連結総資産551,501百万円で、連結自己資本比率は17.29%となりました。

② 連結子会社等の事業概況

東京協同サービス株式会社

JA東京あおばの各部署・各支店と資産管理に関する情報を共有し、連携を図ってまいります。賃貸管理業務を中心に、組合員の皆さまの資産運用・土地活用並びに相続相談業務を積極的に行ってまいります。また、社員のレベルアップを図るため、各種研修会への積極的な参加を促し、人財育成に努めます。

○最近 5 年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円)

項 目	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
連結経常収益（事業収益）	6,976	6,688	6,459	6,486	6,534
信用事業収益	4,513	4,310	4,171	4,359	4,289
購買事業収益	421	341	417	241	272
販売事業収益	150	191	166	168	152
共済事業収益	1,079	1,041	989	970	924
その他事業収益	811	803	714	746	896
連結経常利益	1,349	1,359	1,353	1,306	959
連結当期剰余金	1,087	1,092	1,105	987	560
連結純資産額	37,417	37,948	38,414	38,664	37,075
連結総資産額	547,892	553,499	551,325	551,507	551,501
連結自己資本比率	17.62%	17.58%	17.85%	17.60%	17.29%

注 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

□ 連結貸借対照表

・資産の部

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
1. 信用事業資産	522,199,985	520,915,648
(1) 現金及び預金	327,075,206	324,000,291
(2) 買入金銭債権	-	-
(3) 金銭の信託	-	-
(4) 有価証券	39,669,640	39,149,700
(5) 貸出金	155,464,210	157,651,579
(6) その他の信用事業資産	1,048,504	1,065,194
(7) 債務保証見返	-	-
(8) 貸倒引当金	△1,057,576	△951,116
2. 共済事業資産	18,823	9,719
(1) 共済貸付金	-	-
(2) その他の共済事業資産	18,823	9,719
(3) 貸倒引当金	-	-
3. 経済事業資産	44,276	71,172
(1) 受取手形及び経済事業未収金	25,983	40,773
(2) 棚卸資産	18,122	24,664
(3) その他の経済事業資産	171	5,734
(4) 貸倒引当金	-	-
4. 雑資産	2,335,460	2,227,700
5. 固定資産	7,055,820	7,531,116
(1) 有形固定資産	7,015,504	7,507,513
建物	5,125,221	5,443,296
機械装置	17,560	17,560
土地	4,441,821	4,441,874
リース資産	-	-
建設仮勘定	75,361	431,870
その他の有形固定資産	1,292,015	1,354,747
減価償却累計額	△3,936,475	△4,181,836
(2) 無形固定資産	40,315	23,602
のれん	-	-
リース資産	-	-
その他の無形固定資産	40,315	23,602
6. 外部出資	18,770,990	18,908,100
(1) 外部出資	18,770,990	18,908,100
(2) 外部出資等損失引当金	-	-
7. 繰延税金資産	1,081,705	1,837,690
8. 再評価に係る繰延税金資産	-	-
9. 繰延資産	-	-
資産の部合計	551,507,061	551,501,147

・負債の部

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
1. 信用事業負債	507,683,859	509,330,846
(1) 貯金	507,584,168	509,218,732
(2) 譲渡性貯金	-	-
(3) 借入金	-	-
(4) その他の信用事業負債	99,690	112,113
(5) 債務保証	-	-
2. 共済事業負債	783,963	757,634
(1) 共済借入金	-	-
(2) 共済資金	398,662	376,651
(3) その他の共済事業負債	385,300	380,982
3. 経済事業負債	36,615	33,801
(1) 支払手形及び経済事業未払金	36,530	33,714
(2) その他の経済事業負債	85	87
4. 設備借入金	-	-
5. 雑負債	1,750,924	1,638,289
6. 諸引当金	2,587,105	2,665,126
(1) 賞与引当金	336,644	351,311
(2) 退職給付に係る負債	1,863,295	1,817,735
(3) 役員退職慰労引当金	53,603	44,980
(4) 特例業務負担金引当金	333,562	451,097
7. 繰延税金負債	-	-
8. 再評価に係る繰延税金負債	-	-
負債の部合計	512,842,468	514,425,698
・純資産の部		
1. 組合員資本	39,579,566	39,754,002
(1) 出資金	2,159,542	2,112,632
(2) 資本剰余金	6,567	6,567
(3) 利益剰余金	37,455,188	37,671,758
(4) 処分未済持分	△41,632	△36,856
(5) 子会社の所有する親組合出資金	△100	△100
2. 評価・換算差額等	△758,360	△2,609,948
(1) その他有価証券評価差額金	△758,360	△2,609,948
(2) 繰延ヘッジ損益	-	-
(3) 土地再評価差額金	-	-
3. 退職給付に係る調整累計額	△156,613	△68,604
4. 非支配株主持分	-	-
純資産の部合計	38,664,592	37,075,449
負債及び純資産の部合計	551,507,061	551,501,147

□ 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
1. 事業総利益	5,819,458	5,598,645
(1) 信用事業収益	4,359,371	4,289,045
資金運用収益	3,945,108	4,107,128
(うち預金利息)	(1,552,257)	(1,364,842)
(うち有価証券利息)	(170,472)	(276,350)
(うち貸出金利息)	(1,643,903)	(1,575,320)
(うちその他受入利息)	(578,474)	(890,615)
役務取引等収益	80,923	76,466
その他事業直接収益	87,977	1,505
その他経常収益	245,362	103,944
(2) 信用事業費用	277,633	510,013
資金調達費用	44,209	38,653
(うち貯金利息)	(43,751)	(38,377)
(うち給付補填備金繰入)	(455)	(273)
(うち譲渡性貯金利息)	-	-
(うち借入金利息)	-	-
(うちその他支払利息)	(2)	(2)
役務取引等費用	15,722	16,184
その他事業直接費用	57,511	374,752
その他経常費用	160,189	80,423
(うち貸倒引当金戻入益)	(△12,244)	(△106,460)
(うち貸出金償却)	-	-
信用事業総利益	4,081,738	3,779,031
(3) 共済事業収益	970,893	924,301
共済付加収入	907,014	874,254
その他の収益	63,879	50,047
(4) 共済事業費用	30,591	25,798
共済推進費及び共済保全費	16,855	10,783
その他の費用	13,735	15,015
共済事業総利益	940,302	898,503
(5) 購買事業収益	241,377	272,003
購買品供給高	217,828	251,284
購買手数料	19,555	15,653
その他の収益	3,993	5,066
(6) 購買事業費用	191,595	233,676
購買品供給原価	181,135	215,510
購買品供給費	-	-
その他の費用	10,459	18,165
購買事業総利益	49,782	38,327
(7) 販売事業収益	168,186	152,770
販売品販売高	126,760	116,046
販売手数料	39,631	36,182
その他の収益	1,794	540
(8) 販売事業費用	104,918	96,981
販売品販売原価	99,372	91,202
販売費	-	-
その他の費用	5,546	5,778
販売事業総利益	63,267	55,789

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
(13) 利用事業収益	3,334	-
(14) 利用事業費用	8	-
利用事業総利益	3,325	-
(15) 宅地等供給事業収益	1,817	152,604
(16) 宅地等供給事業費用	40	2,409
宅地等供給事業総利益	1,777	150,195
(17) 旅行事業収益	3	-
(18) 旅行事業費用	200	-
旅行事業総利益	196	-
(19) その他事業収益	726,676	713,102
(20) その他事業費用	31,798	22,715
その他事業総利益	694,878	690,387
(21) 指導事業収入	14,795	30,573
(22) 指導事業支出	30,212	44,161
指導事業収支差額	△ 15,417	△ 13,588
2. 事業管理費	4,808,172	4,942,988
(1) 人件費	3,419,522	3,483,582
(2) その他事業管理費	1,388,650	1,459,405
事業利益	1,011,286	655,657
3. 事業外収益	319,335	308,734
(1) 受取雑利息	1,133	178
(2) 受取出資配当金	271,486	272,880
(3) 持分法による投資益	-	-
(4) その他の事業外収益	46,716	35,675
4. 事業外費用	24,419	4,444
(1) 支払雑利息	23,989	3,788
(2) 持分法による投資損	-	-
(3) その他の事業外費用	430	655
経常利益	1,306,201	959,947
5. 特別利益	-	-
(1) 固定資産処分益	-	-
(2) その他の特別利益	-	-
6. 特別損失	37,623	171,740
(1) 固定資産処分損	37,623	54,367
(2) 減損損失	-	-
(3) その他の特別損失	-	111,372
税金等調整前当期利益	1,268,577	788,207
法人税・住民税及び事業税	356,080	300,504
法人税等調整額	△ 75,031	△ 72,849
法人税等合計	281,048	227,654
当期利益	987,529	560,552
非支配株主に帰属する当期利益	-	-
当期剰余金	987,529	560,552

□ 連結注記表等

◇令和4年度

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- ①連結される子会社・子法人等・・・・・・・・・・ 1 社
東京協同サービス株式会社
- ②非連結子会社・子法人等・・・・・・・・・・ 0 社

2. 持分法の適用に関する事項

持分法の適用対象となる子会社・子法人等はありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

①連結される子会社等の決算日は次の通りです。

- 1 2月末日 0 社
- 3月末日 1 社

②連結される子会社・子法人等は、それぞれの決算日と連結決算日の差異が3ヶ月を超えないため、それぞれの当該決算日の財務により連結しております。連結決算日と上記の決算日等の間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの残高はありませんので、適用していません。

5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

6. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

現金及び現金同等物の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金としています。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ①子会社株式 : 移動平均法による原価法
- ②その他有価証券
 - (イ) 時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - (ロ) 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産 : 買取販売品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
買取販売品以外 : 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に納付する特例業務負担金の支出に充てるため、当JAが負担する将来見込額に基づき計上しています。

(5) 固定資産解体等引当金

店舗（建物）解体等を目的とした支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当JAの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農産物を当JAが直売所等で販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 宅地等供給事業

組合員等の委託に基づき行なう宅地等の売買の仲介業務、建物建築・捕改修補助業務によるものであり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、当事者間において宅地等物件の引き渡し完了した時点において充足されると判断し、物件の引き渡し時点で収益を認識しています。

④ 指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種相談・研修サービスを提供する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行なっています。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当JAは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺消去を行なっています。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当JAが代理人として関与する取引の損益計算書の表示方法

購買事業収益のうち、当JAが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

また、販売事業収益のうち、当JAが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

(3) 退職給付に係る負債の計上基準

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしています。

Ⅲ. 会計方針の変更に関する注記

1. 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日改正以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

Ⅳ. 会計上の見積りに関する注記

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 951,116 千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、「貸借対照表等の附属明細書」の「引当金等の明細」に記載しています。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,811,314 千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について計上しています。

しかし、当該見積りは将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受けることから、今後の課税所得の推移状況によって、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により法定実効税率が変更された場合にも、同様の可能性があります。

3. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画及び過去の税引前利益の実績を基礎としており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出することとしています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

V. 連結貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産及び無形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は447,548千円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

種 別	圧縮記帳額
有形固定資産	
建物	165,255
機械装置	973
土地	275,614
その他の有形固定資産	2,047
(車両運搬具)	(221)
(器具備品)	(1,826)
無形固定資産	
ソフトウェア	3,657
合 計	447,548

2. 担保に供している資産

定期預金4,000,000千円を為替決済の担保として、また、定期預金3,000千円を公金事務取扱に係る担保として差し入れています。

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債務の総額 2,008,721千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 2,226,254千円

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

債権の合計額及びその内訳は次のとおりです。なお、下記の債権額は貸倒引当金控除前の金額です。

項 目	定 義	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債権者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。	1,071,942千円
危険債権	債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。	839,946千円
三月以上延滞債権	元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。	－千円
貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なった貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。	－千円
合 計		1,911,888千円

VI. 連結損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

項 目	総 額	内 訳
(1) 子会社等との取引による収益総額	9,056千円	うち事業取引高 6,056千円 うち事業取引以外の取引高 3,000千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	1,166千円	うち事業取引高 1,166千円

VII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行なっています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行なっています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行なうとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行なっています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行なっており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当 J A では、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した A L M を基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当 J A の保有有価証券ポートフォリオの状況や A L M 等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行なっています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行なっています。運用部門が行なった取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行なっているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行ない経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当 J A で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当 J A において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当 J A では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.08% 上昇したものと想定した場合には、経済価値が 448,658 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当 J A では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行なう上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行なっています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

（１）金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	322,723,275	322,675,974	△47,300
有価証券			
その他有価証券	39,149,700	39,149,700	—
貸出金	157,651,579		
貸倒引当金（*1）	△951,116		
貸倒引当金控除後	156,700,463	157,850,964	1,150,500
資産計	518,573,438	519,676,638	1,103,199
貯金	511,227,454	511,184,574	△42,879
負債計	511,227,454	511,184,574	△42,879

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OIS）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は日本証券業協会公表の売買参考統計値によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額
外部出資	18,908,100

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	322,723,275	-	-	-	-	-
有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	-	-	-	-	300,000	43,100,000
貸出金 (*1, 2)	12,003,300	10,043,190	10,813,764	9,283,956	9,863,510	103,461,875
合計	334,726,575	10,043,190	10,813,764	9,283,956	10,163,510	146,561,875

(*1) 貸出金のうち、当座貸越86,052千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件2,181,980千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (*1, 2)	498,895,256	7,977,326	2,672,389	706,242	976,240	-
合計	498,895,256	7,977,326	2,672,389	706,242	976,240	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

(*2) 連結貸借対照表計上額における一部の貯金は返済日が特定できないため含めています。

Ⅷ. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額(*)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価又は償却原価 を超えるもの	国債	-	-
	地方債	-	-
	政府保証債	-	-
	社債	-	-
	小 計	-	-
連結貸借対照表 計上額が取得原 価又は償却原価 を超えないもの	国債	19,154,300	△1,380,148
	地方債	801,090	△98,910
	政府保証債	470,250	△29,750
	社債	18,724,060	△2,112,097
	小 計	39,149,700	△3,620,905
合 計	39,149,700	42,770,605	△3,620,905

*なお、上記の差額に繰延税金資産1,010,956千円を加えた額△2,609,948千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
地方債	200,000	-	-
社債	2,900,778	1,505	-
合 計	3,100,778	1,505	-

3. 当事業年度中において、減損処理を行なった有価証券

当事業年度中において、その他有価証券の社債374,752千円の減損処理を行なっています。時価のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表時価額とするとともに、当該差額を減損処理しています。

なお、減損処理にあたっては、当事業年度末における時価が取得原価又は償却原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行ない、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行なっています。

Ⅷ. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による「退職金共済制度」を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,395,711千円
勤務費用	217,545千円
利息費用	-千円
数理計算上の差異の発生額	49,550千円
退職給付の支払額	△226,616千円
過去勤務費用の発生額	△107,000千円
期末における退職給付債務	3,329,190千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,532,416千円
特定退職金共済制度期待運用収益	9,960千円
数理計算上の差異の発生額	111千円
特定退職金共済制度等への拠出金	83,769千円
退職給付の支払額	△114,803千円
期末における年金資産	1,511,455千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

退職給付債務	3,329,190千円
特定退職金共済制度	△1,511,455千円
未積立退職給付債務	1,817,735千円
未認識過去勤務費用	107,000千円
未認識数理計算上の差異	△202,164千円
貸借対照表計上額純額	1,722,571千円
退職給付引当金	1,722,571千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	217,545千円
利息費用	-千円
特定退職金共済制度期待運用収益	△9,960千円
数理計算上の差異の費用処理額	64,520千円
小計	272,105千円
子会社出向職員にかかる子会社負担額	△10,088千円
合計	262,017千円

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	63.0%
年金保険投資	28.0%
現金及び預金	5.0%
その他	4.0%
合計	100.0%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.00%
長期期待運用収益率	
特定退職金共済制度期待運用収益率	0.65%

2. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行なう特例年金等の業務に要する費用に充てるため、当事業年度において特例業務負担金34,394千円を拠出しています。

なお、令和5年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、333,724千円となっています。

X. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産		
貸倒引当金		132,000
賞与引当金		98,086
退職給付引当金		480,941
役員退職慰労引当金		9,816
固定資産解体等引当金		32,770
資産除去債務		42,452
未払法人事業税及び未払特別法人事業税		12,885
未払法人事業所税		2,286
固定資産減損損失		12,935
業務外固定資産評価損		78,612
特例業務負担金引当金		93,175
減価償却費限度超過額		40,943
有価証券評価損		104,630
その他有価証券評価差額金（評価損）		1,010,956
その他		29,496
繰延税金資産小計		2,181,991
評価性引当額		△370,676
繰延税金資産合計（A）		1,811,314
繰延税金負債		
有形固定資産（資産除去債務）		△3,582
繰延税金負債合計（B）		△3,582
繰延税金資産の純額（A）＋（B）		1,807,732

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率		27.92 %
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	3.78 %
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 11.99 %
	住民税均等割等	0.53 %
	評価性引当額の増減	16.45 %
	事業分量配当金	△ 10.42 %
	その他	△ 0.70 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率		25.57 %

XI. 収益認識に関する注記

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」における「4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

XII. その他の注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当 J A が所有する建物の一部に有害物質が使用されていることから、その有害物質を除去する義務に関して、当該除去費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は14年～33年、割引率は1.277%～2.250%を採用しています。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
期首残高	161,911
時の経過による調整額	1,417
資産除去債務の履行による減少額	△ 11,276
期末残高	152,051

2. 貸借対照表に計上していない資産除去債務

当 J A は、支店等の事業用資産に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該支店等の事業用資産は当 J A が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行なわれる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

◇令和3年度 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- ①連結される子会社・子法人等・・・・・・・・・・ 1 社
東京協同サービス株式会社
- ②非連結子会社・子法人等・・・・・・・・・・ 0 社

2. 持分法の適用に関する事項

持分法の適用対象となる子会社・子法人等はありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

- ①連結される子会社等の決算日は次の通りです。
 - 1 2月末日 0 社
 - 3月末日 1 社
- ②連結される子会社・子法人等は、それぞれの決算日と連結決算日の差異が3ヶ月を超えないため、それぞれの当該決算日の財務により連結しております。連結決算日と上記の決算日等の間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの残高はありませんので、適用していません。

5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

6. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

現金及び現金同等物の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金としています。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ①子会社株式 : 移動平均法による原価法
- ②その他有価証券
 - (イ) 時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - (ロ) 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産 : 買取販売品については、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。
買取販売品以外については、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に納付する特例業務負担金の支出に充てるため、当JAが負担する将来見込額に基づき計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当JAは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日最終改正）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当 J A は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農産物を当 J A が直売所等で販売する事業であり、当 J A は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

④ 指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種相談・研修サービスを提供する事業であり、当 J A は利用者等との契約に基づき役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行なったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行なっています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当 J A は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺消去を行なっています。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当 J A が代理人として関与する取引の損益計算書の表示方法

購買事業収益のうち、当 J A が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

また、販売事業収益のうち、当 J A が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

Ⅲ. 会計方針の変更に関する注記

1. 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

当 J A は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日最終改正）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

これにより、財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、当事業年度の事業収益及び事業費用がそれぞれ184,045千円減少しています。なお、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日最終改正）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

IV. 会計上の見積りに関する注記

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 1,057,576 千円※貸倒引当金の総額を記載しています。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上基準」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,021,609 千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について計上しています。

しかし、当該見積りは将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受けることから、今後の課税所得の推移状況によって、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により法定実効税率が変更された場合にも、同様の可能性があります。

3. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画及び過去の税引前利益の実績を基礎としており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出することとしています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び当JAの経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

V. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産及び無形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は447,548千円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

種 別	圧縮記帳額
有形固定資産	
建物	165,255
機械装置	973
土地	275,614
その他の有形固定資産	2,047
(車両運搬具)	(221)
(器具備品)	(1,826)
無形固定資産	
ソフトウェア	3,657
合 計	447,548

2. リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、富士見台支店の店舗については、リース契約により使用しています。

取得価額相当額	179,002	千円
減価償却累計額相当額	173,889	千円
期末残高相当額（未経過リース料期末残高相当額）	5,113	千円
（うち1年以内の金額）	(4,090)	千円
当期の支払リース料（減価償却費相当額）	4,090	千円

減価償却費相当額の算定方法は、定額法によっています。なお、上記注記は利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によっています。また、未経過リース料期末残高相当額に消費税等511千円は含めていません。

3. 担保に供している資産

定期預金4,000,000千円を為替決済の担保として、また、定期預金3,000千円を公金事務取扱に係る担保として差し入れています。

4. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債務の総額 1,928,302千円

5. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 2,918,661千円

6. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

債権の合計額及びその内訳は次のとおりです。なお、下記の債権額は貸倒引当金控除前の金額です。

項 目	定 義	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債権者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。	1,093,237千円
危険債権	債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。	913,522千円
三月以上延滞債権	元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。	一千円
貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なった貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。	一千円
合 計		2,006,759千円

VI. 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

項 目	総 額	内 訳	
(1) 子会社等との取引による収益総額	7,660千円	うち事業取引高	4,660千円
		うち事業取引以外の取引高	3,000千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	1,133千円	うち事業取引高	1,133千円

VII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当JAは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行なっています。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行なっています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行なうとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行なっています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行なっており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭ等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行なっています。運用部門が行なった取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行なっているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行ない経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当ＪＡで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当ＪＡにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当ＪＡでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.12%上昇したものと想定した場合には、経済価値が693,332千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行なう上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行なっています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

（１）金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	325,693,663	325,697,332	3,668
有価証券			
その他有価証券	39,669,640	39,669,640	—
貸出金	155,464,210		
貸倒引当金（*1）	△1,057,576		
貸倒引当金控除後	154,406,633	155,989,298	1,582,664
資産計	519,769,937	521,356,270	1,586,333
貯金	509,512,471	509,521,561	9,089
負債計	509,512,471	509,521,561	9,089

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OIS）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によります。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額
外部出資	18,820,890

外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日最終改正）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	325,693,663	-	-	-	-	-
有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	-	-	-	100,000	900,000	39,900,000
貸出金（※1,2）	12,617,717	10,143,866	11,149,405	9,041,291	8,858,846	100,686,638
合計	338,311,381	10,143,866	11,149,405	9,141,291	9,758,846	140,586,638

(※1) 貸出金のうち、当座貸越100,036千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件2,966,445千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（※1,2）	494,025,049	10,092,052	4,112,467	545,487	737,414	-
合計	494,025,049	10,092,052	4,112,467	545,487	737,414	-

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅷ. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額(*)
貸借対照表計 上額が取得原 価又は償却原 価を超えるも の	国債	1,025,700	1,002,392	23,307
	地方債	200,900	200,000	900
	政府保証債	-	-	-
	社債	2,151,510	2,099,965	51,544
	小 計	3,378,110	3,302,358	75,751
貸借対照表計 上額が取得原 価又は償却原 価を超えない もの	国債	17,543,480	18,048,879	△505,399
	地方債	851,040	900,000	△48,960
	政府保証債	494,100	500,000	△5,900
	社債	17,402,910	17,970,511	△567,601
	小 計	36,291,530	37,419,390	△1,127,860
合 計		39,669,640	40,721,748	△1,052,108

※なお、上記の差額に繰延税金資産293,748千円を加えた額△758,360千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	1,295,888	7,002	5,990
地方債	5,802,793	2,060	51,521
社債	5,269,922	78,914	-
合 計	12,368,603	87,977	57,511

Ⅸ. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による「退職金共済制度」を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,425,167千円
勤務費用	207,611千円
利息費用	-千円
数理計算上の差異の発生額	△61,535千円
退職給付の支払額	△175,531千円
期末における退職給付債務	3,395,711千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,528,190千円
特定退職金共済制度期待運用収益	9,933千円
数理計算上の差異の発生額	150千円
特定退職金共済制度への拠出金	87,698千円
退職給付の支払額	△93,556千円
期末における年金資産	1,532,416千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	3,395,711千円
特定退職金共済制度	△1,532,416千円
未積立退職給付債務	1,863,295千円
未認識数理計算上の差異	△217,246千円
貸借対照表計上額純額	1,646,048千円
退職給付引当金	1,646,048千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	207,611千円
利息費用	-千円
特定退職金共済制度期待運用収益	△9,933千円
数理計算上の差異の費用処理額	71,498千円
小計	269,176千円
子会社出向職員にかかる子会社負担額	△11,587千円
合計	257,589千円

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	64.0%
年金保険投資	27.0%
現金及び預金	4.0%
その他	5.0%
合計	100.0%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.00%
長期期待運用収益率	
特定退職金共済制度期待運用収益率	0.65%

2. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行なう特例年金等の業務に要する費用に充てるため、当事業年度において特例業務負担金32,809千円を拠出しています。

なお、令和4年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、333,562千円となっています。

X. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産		
	貸倒引当金	160,983
	賞与引当金	93,991
	退職給付引当金	459,576
	役員退職慰労引当金	12,239
	資産除去債務	45,205
	未払法人事業税及び未払特別法人事業税	16,684
	未払法人事業所税	2,231
	固定資産減損損失	12,935
	業務外固定資産評価損	78,612
	特例業務負担金引当金	93,130
	その他有価証券評価差額金（評価損）	293,748
	その他	40,076
	繰延税金資産小計	1,309,415
	評価性引当額	△287,806
	繰延税金資産合計（A）	1,021,609
繰延税金負債		
	有形固定資産（資産除去債務）	△3,915
	繰延税金負債合計（B）	△3,915
	繰延税金資産の純額（A）＋（B）	1,017,694

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率		27.92 %
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.93 %
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.15 %
	住民税均等割等	0.26 %
	評価性引当額の増減	0.30 %
	事業分量配当金	△ 5.56 %
	その他	△ 0.20 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率		18.50 %

XI. 収益認識に関する注記

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」における「4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

XII. その他の注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当ＪＡが所有する建物の一部に有害物質が使用されていることから、その有害物質を除去する義務に関して、当該除去費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は14年～33年、割引率は1.277%～2.250%を採用しています。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
期首残高	160,458
時の経過による調整額	1,452
期末残高	161,911

2. 貸借対照表に計上していない資産除去債務

当ＪＡは、支店等の事業用資産に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該支店等の事業用資産は当ＪＡが事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行なわれたとしても除去費用見積額に金額的重要性はないことから当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

□ 連結剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和 3 年度	令和 4 年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	6,567	6,567
2 資本剰余金増加高	－	－
3 資本剰余金減少高	－	－
4 資本剰余金期末残高	6,567	6,567
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	36,790,096	37,455,188
2 利益剰余金増加高	987,529	560,552
当期剰余金	987,529	560,552
3 利益剰余金減少高	322,438	343,982
配当金	322,438	343,982
4 利益剰余金期末残高	37,455,188	37,671,758

□ 連結事業年度の農協法に基づく開示債権の状況

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,093	1,071	△22
危険債権額	913	839	△74
要管理債権額	-	-	-
三月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	-	-	-
小 計	2,006	1,911	△95
正常債権額	153,511	155,791	2,280
合 計	155,518	157,703	2,280

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なった貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

□ 連結事業年度の事業別経常収益等

○連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

		令和3年度	令和4年度
信用事業	事業収益	4,359	4,289
	経常利益	1,408	1,113
	資産の額	522,199	520,915
共済事業	事業収益	970	924
	経常利益	287	193
	資産の額	18	9
購買事業	事業収益	241	272
	経常利益	△188	△190
	資産の額	44	71
販売事業	事業収益	168	152
	経常利益	△201	△237
	資産の額	－	－
その他事業	事業収益	746	896
	経常利益	△618	81
	資産の額	－	－
計	事業収益	6,486	6,534
	経常利益	1,306	959
	資産の額	522,263	520,996

□ 連結自己資本の充実の状況

令和5年3月末における連結自己資本比率は、17.29%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	東京あおば農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に 算入した額	2,112百万円 (前年度2,159百万円)

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、J Aを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度
＜コア資本に係る基礎項目＞		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	39,390	39,492
うち、出資金及び資本準備金の額	2,166	2,119
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	36,910	37,022
うち、外部流出予定額（△）	313	350
うち、上記以外に該当するものの額	△41	△36
コア資本に算入される評価・換算差額等	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	478	401
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	478	401
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	39,869	39,893
＜コア資本に係る調整項目＞		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	27	16
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものの以外の額	27	16
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-

(単位：百万円)

特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	27	16
<自己資本>		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	39,841	39,877
<リスク・アセット等>		
信用リスク・アセットの額の合計額	215,682	219,796
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	10,713	10,801
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセットの額の合計額（ニ）	226,395	230,597
<連結自己資本比率>		
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	17.60%	17.29%

- 注 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和3年度			令和4年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
現金		1,380	0	0	1,277	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け		19,069	0	0	20,553	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け		-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け		-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け		1,101	0	0	900	0	0
地方公共団体金融機構向け		-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け		4,766	426	17	4,762	426	17
地方三公社向け		4,350	870	34	4,008	801	32
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		325,696	65,139	2,605	323,226	64,645	2,585
法人等向け		15,258	7,894	315	15,592	7,944	317
中小企業等向け及び個人向け		1,527	450	18	1,348	412	16
抵当権付住宅ローン		82,480	28,497	1,139	81,741	28,280	1,131
不動産取得等事業向け		36,611	35,586	1,423	41,822	40,853	1,634
三月以上延滞等		-	-	-	-	-	-
取立未済手形		29	5	0	36	7	0
信用保証協会等保証付		14,735	1,467	58	14,540	1,448	57
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		-	-	-	-	-	-
共済約款貸付		-	-	-	-	-	-
出資等		597	597	23	547	547	21
（うち出資等のエクスポージャー）		597	597	23	547	547	21
（うち重要な出資のエクスポージャー）		-	-	-	-	-	-
上記以外		45,232	74,247	2,969	44,312	73,897	2,955
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）		1,407	3,519	140	1,407	3,519	140
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）		18,223	45,557	1,822	18,360	45,900	1,836
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）		793	1,984	79	972	2,431	97
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）		-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）		-	-	-	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）		24,807	23,186	927	23,572	22,046	881
証券化		-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適用分）		-	-	-	-	-	-
（うち非STC要件適用分）		-	-	-	-	-	-
再証券化		-	-	-	-	-	-

(単位：百万円)

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
（うちルックスルー方式）	-	-	-	-	-	-
（うちマンドート方式）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	526	531	21
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	552,837	215,183	8,607	555,197	219,796	8,791
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	552,837	215,183	8,607	555,197	217,796	8,791
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$		
	10,713	428	10,801	432		
所要自己資本額計	リスク・アセット等（分母）合計 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	リスク・アセット（分母）合計 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$		
	226,395	9,055	230,597	9,223		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことで
- す。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことで
- す。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）} \times 1.5\% \text{）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

（３）信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、ＪＡ以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。ＪＡの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（ｐ．１９）をご参照ください。

（注）単体の「リスク管理の状況」の項目に記載。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- （ア） リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- （イ） リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和3年度				令和4年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
国	内	552,837	155,518	40,782	-	554,719	157,703	42,843	-
国	外	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		552,837	155,515	40,782	-	554,719	157,703	42,843	-
法人	農業	1	1	-	-	59	59	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	9	9	-	-	10	10	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	10,066	7,563	2,502	-	10,421	8,820	1,601	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	3,818	-	3,818	-	3,916	-	3,916	-
	運輸・通信業	7,580	13	7,567	-	9,433	12	9,420	-
	金融・保険業	328,148	113	2,308	-	324,979	108	2,108	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	9,069	5,356	3,713	-	8,816	5,179	3,637	-
	日本国政府・地方公共団体	23,319	3,149	20,170	-	24,261	2,806	21,454	-
	上記以外	1,116	363	703	-	2,468	1,715	703	-
	個人	138,897	138,897	-	-	138,947	138,947	-	-
	その他	30,808	48	-	-	31,403	42	-	-
業種別残高計		552,837	155,518	40,782	-	554,719	157,703	42,843	-
1年以下		328,441	2,744	-		313,165	2,039	-	
1年超3年以下		4,115	4,115	-		15,634	4,034	-	
3年超5年以下		6,598	5,596	1,001		4,067	3,766	300	
5年超7年以下		6,874	6,774	100		10,345	9,645	700	
7年超10年以下		16,250	10,339	5,910		14,241	9,729	4,512	
10年超		159,572	125,802	33,770		165,690	128,360	37,329	
期限の定めのないもの		30,985	146	-		31,574	126	-	
残存期間別残高計		552,837	155,518	40,782		554,719	157,703	42,843	
平均残高計		521,553	150,870	32,729		521,306	154,601	42,192	

- （注）
- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 - 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
 - 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度					令和4年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	469	478	-	469	478	478	401	-	478	401
個別貸倒引当金	600	578	-	600	578	578	549	-	578	549

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令和3年度					令和4年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
				目的使用	その他					目的使用	その他	
国内		600	578	-	600	578		578	549	-	578	549
国外		-	-	-	-	-		-	-	-	-	-
地域別計		600	578	-	600	578		578	549	-	578	549
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個人	600	578	-	600	578	-	578	549	-	578	549
業種別計		600	578	-	600	578	-	578	549	-	578	549

⑥ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和3年度			令和4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト0%	-	26,531	26,531	-	27,335	27,335
	リスク・ウェイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	18,936	18,936	-	18,743	18,743
	リスク・ウェイト20%	1,600	330,148	331,749	1,600	327,333	328,934
	リスク・ウェイト35%	-	81,422	81,422	-	80,802	80,802
	リスク・ウェイト50%	11,335	4	11,340	11,915	2	11,918
	リスク・ウェイト75%	-	581	581	-	532	532
	リスク・ウェイト100%	300	61,552	61,852	-	65,712	65,712
	リスク・ウェイト150%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト250%	-	20,424	20,424	-	20,740	20,740
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト1250%		-	-	-	-	-	-
計		13,237	539,600	552,837	13,516	541,203	554,719

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

（４）信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあたって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、J Aのリスク管理の方針及び手続に準じて行なっています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 19）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和 3 年度		令和 4 年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	500	－	500
地方三公社向け	－	－	－	－
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	－	－	－	－
法人等向け	0	－	－	－
中小企業等向け及び個人向け	2	74	6	65
抵当権付住宅ローン	0	－	0	－
不動産取得等事業向け	0	－	0	－
三月以上延滞等	－	－	－	－
証券化	－	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－	－
上記以外	0	0	4	0
合 計	3	576	12	566

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」は、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

（７）オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはＪＡのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行なっています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。ＪＡのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（ｐ．１９）をご参照ください。

（８）出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはＪＡのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行なっています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。ＪＡのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（ｐ．１９）をご参照ください。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	令和３年度		令和４年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	18,770	18,770	18,908	18,908
合計	18,770	18,770	18,908	18,908

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：百万円）

令和３年度			令和４年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

（単位：百万円）

令和３年度		令和４年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：百万円）

令和３年度		令和４年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行なっています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（p. 19）をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	5,491	5,349	369	380
2	下方パラレルシフト	-	-	6	10
3	スティープ化	5,163	5,152		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	70	-		
6	短期金利低下	-	73		
7	最大値	5,491	5,349	369	380
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	39,841		39,877	

- (注) 1. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

□ 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行なうに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年7月26日

東京あおば農業協同組合

代表理事組合長 久保 秀一

組合単体ベースのディスクロージャー開示項目

I 概況及び組織に関する事項	
1 業務の運営の組織	95
2 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	96
3 事務所の名称及び所在地	99
4 特定信用事業代理業者に関する事項	99
II 主要な業務の内容	
5 主要な業務の内容	5
III 主要な業務に関する事項	
6 直近の事業年度における事業の概況	5
7 直近の5事業年度における主要な業務の状況	
①経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	63
②経常利益又は経常損失	63
③当期剰余金又は当期損失金	63
④出資金及び出資口数	63
⑤純資産額	63
⑥総資産額	63
⑦貯金等残高	63
⑧貸出金残高	63
⑨有価証券残高	63
⑩単体自己資本比率	63
⑪剰余金の配当の金額	63
⑫職員数	63
8 直近の2事業年度における事業の状況	
①主要な業務の状況を示す指標	64
②貯金に関する指標	66
③貸出金等に関する指標	67
④有価証券に関する指標	73
IV 業務の運営に関する事項	
9 リスク管理の体制	19
10 法令遵守の体制	20
11 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	17
12 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	21
V 組合の直近の2事業年度における財産の状況	
13 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	33
14 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	70
②危険債権	70
③三月以上延滞債権	70
④貸出条件緩和債権	70
⑤正常債権	70
15 元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額	
16 自己資本の充実の状況	81
17 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
①有価証券	74
②金銭の信託	74
③デリバティブ取引	74
④金融等デリバティブ取引	74
⑤有価証券関連店頭デリバティブ取引	74
18 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	71
19 貸出金償却の額	71
20 会計監査人の監査を受けている旨	62

連結(組合及び子会社等)ベースのディスクロージャー開示項目

I	組合及びその子会社等の概況	
1	組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	100
2	組合の子会社等に関する事項	100
	①名称	100
	②主たる営業所又は事務所の所在地	100
	③資本金又は出資金	100
	④事業の内容	100
	⑤設立年月日	100
	⑥組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	100
	⑦組合の1の子会社等以外の子会社等が有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	100
II	組合及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの	
3	直近の事業年度における事業の概況	100
4	直近の5連結会計年度における主要な業務の状況	101
	①経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	101
	②経常利益又は経常損失	101
	③当期利益又は当期損失	101
	④純資産額	101
	⑤総資産額	101
	⑥連結自己資本比率	101
III	直近の2連結会計年度における財産の状況につき連結したもの	
5	貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	102
6	債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
	①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	130
	②危険債権	130
	③三月以上延滞債権	130
	④貸出条件緩和債権	130
	⑤正常債権	130
7	自己資本の充実の状況	132
8	事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	131

ＪＡ東京あおば ＣＩ（コーポラティブアイデンティティ）について

ＪＡ東京あおばでは、若手職員によるプロジェクト「第２期NEXT AOBAPJ」において、組織活動のあらゆる場面で一貫性を持たせ、組織力を向上させるために、ＣＩ（コーポラティブアイデンティティ）を策定し、令和４年度より活用しております。

キャッチフレーズ

芽 吹 かせ よ う あり が と う の 和

「人の和」の「種」となる「ありがとう」が春の大地のように、
地域に芽吹き、やがて生い茂り、見事な大木となる。
そして、次世代にも農地とともに、「ありがとう」がつながるよう願いを込めて、
わたしたちは経営理念の実現をめざしてまいります。

コーポレートカラー

〈メインカラー〉



「あおば色」

都会的な清涼感や
洗練された印象も与える、
少し青みがかったグリーン



「わかば色」

明るさや若々しさ、未来への
ポジティブなエネルギーを
感じさせる、爽やかな黄緑

〈アクセントカラー〉



「たいよう色」

温かさ、元気さ、
情熱を想起させる
濃いオレンジ

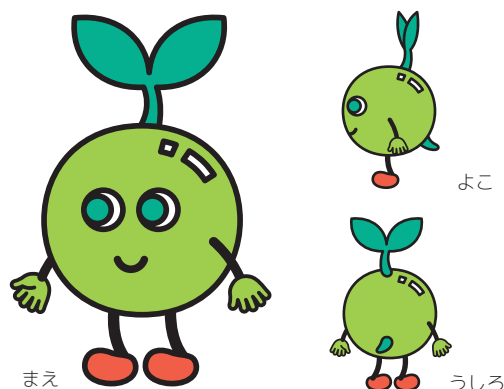
ロゴマーク



種から芽が出る様子、あるいは野菜の実と葉をモチーフにシンボルマークを作成しました。
3つの色によって描かれたシンボルマークは、都市農業ならではの、多様な野菜や植物の栽培をイメージしています。
そしてまた、シンボルマークの余白の部分は、「あおば」「ありがとう」の「あ」の文字をかたどったフォルム（右図参照）となっています。
ロゴタイプは、ユニバーサルデザインの考え方のもと、視認性や読みやすさ、見た目から受ける心地よさに配慮してデザインしており、堅実で真面目、誠実さ、一生懸命さなどのイメージを与えます。



オフィシャルキャラクター



名前	たねりん
性格	元気いっぱい
チャームポイント	しっぽが根っこ
特技	ありがとうの種をまくこと 植物と土の気持ちがわかる
好きな言葉	ありがとう
口ぐせ	～ダネ、～たね
名前の由来 「たねりん」	「人の和の種（たね）」から ありがとうの気持ちが芽生えて、 輪（りん）のように 広がっていく様子から。